

第1節

消防体制

1. 消防組織

(1) 常備消防機関

常備消防機関とは、市町村に設置された消防本部及び消防署のことであり、専任の職員が勤務してい

る。平成30年4月1日現在では、全国に728消防本部、1,719消防署が設置されている（第2-1-1表）。

消防職員は16万4,873人であり、うち女性職員は5,069人である（第2-1-1表、第2-1-1図）。

第2-1-1表 市町村の消防組織の現況

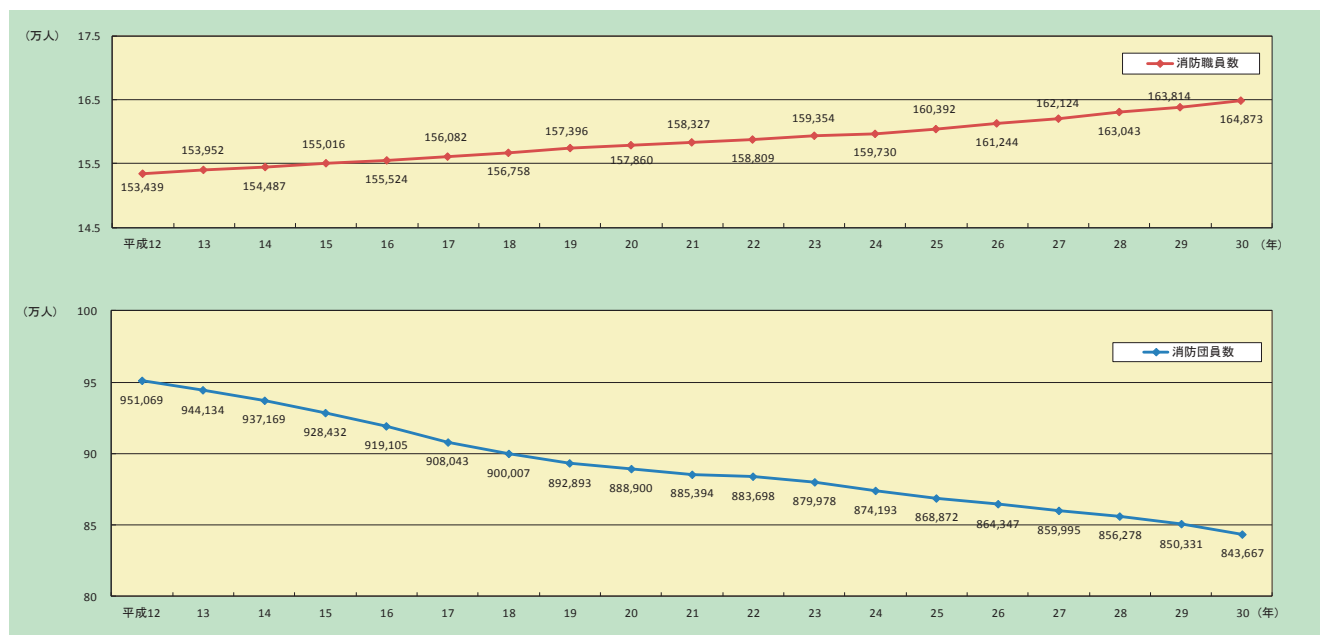
(各年4月1日現在)

区分		平成29年	平成30年	比較	
				増減数	増減率
消防本部	消防本部	732	728	△4	△0.5
	内訳				
	単独市町村	390	387	△3	△0.8
	一部事務組合等	52	52	0	0.0
	消防署	290	289	△1	△0.3
	出張所	1,718	1,719	1	0.1
消防団	消防職員数	3,111	3,117	6	0.2
	うち女性消防職員数	163,814	164,873	1,059	0.6
		4,802	5,069	267	5.6
消防団	消防団	2,209	2,209	0	0.0
	消防団員数	22,458	22,422	△36	△0.2
	うち女性消防団員数	850,331	843,667	△6,664	△0.8
		24,947	25,981	1,034	4.1

(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」及び「消防本部及び消防団に関する異動状況の報告」により作成

第2-1-1図 消防職団員数の推移

(各年4月1日現在)



(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

2 東日本大震災の影響により、平成23年の岩手県、宮城県及び福島県の消防職員数及び消防団員数については、前年数値（平成22年4月1日現在）により集計している。

3 東日本大震災の影響により、平成24年の宮城県牡鹿郡女川町の数値は、前々年数値（平成22年4月1日現在）により集計している。

市町村における現在の消防体制は、大別して、〔1〕消防本部及び消防署（いわゆる常備消防）と消防団（いわゆる非常備消防）とが併存している市町村と、〔2〕消防団のみが存する町村がある。

平成30年4月1日現在、常備化市町村は1,690市町村、常備化されていない町村は29町村で、常備化されている市町村の割合（常備化率）は98.3%（市は100%、町村は96.9%）である。山間地や離島にある町村の一部を除いては、ほぼ全国的に常備化さ

れており、人口の99.9%が常備消防によってカバーされている。

このうち一部事務組合又は広域連合により設置されている消防本部は289本部（うち広域連合は22本部）であり、その構成市町村数1,108市町村（368市、600町、140村）は常備化市町村全体の65.6%に相当する。また、事務委託をしている市町村数は143市町村（37市、86町、20村）であり、常備化市町村全体の8.5%に相当する（第2-1-2図）。

第2-1-2図 消防本部の設置方式の内訳

（平成30年4月1日現在）

消防本部数		市町村数				常備／非常備	
			市	町	村		
728		1,690市町村	1,690	792	737	161	常備市町村
単独	439	439市町村	439	387	51	1	単独
一部事務組合等	289	1,108市町村	1,108	368	600	140	一部事務組合等構成
		143市町村	143	37	86	20	事務委託
			29	-	7	22	非常備町村
			1,719	792	744	183	合計

（備考）1 「消防本部及び消防団に関する異動状況報告」により作成

2 23区は1市として単独消防本部に計上

3 広域連合は「一部事務組合等」に含まれる。

（2）消防団

消防団は、市町村の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながらも、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、消防防災活動を行っている。

平成30年4月1日現在、全国の消防団数は2,209団、消防団員数は84万3,667人であり、消防団は全ての市町村に設置されている（第2-1-1表、第2-1-1図）。

消防団は、

- ・地域密着性（消防団員は管轄区域内に居住又は勤務）
- ・要員動員力（消防団員数は消防職員数の約5.1倍）
- ・即時対応力（日頃からの教育訓練により災害対応の技術・知識を習得）

といった特性を生かしながら、火災時の初期消火や残火処理、風水害時の警戒や救助活動等を行っているほか、大規模災害時には住民の避難支援や災害防ぎょ等を、国民保護の場合には避難住民の誘導等を行う。特に消防本部・消防署が設置されていない非

常備町村にあつては、消防団が消防活動を全面的に担っているなど、地域の安心・安全確保のために果たす役割は大きい。

また、消防団は、平常時においても火災予防の啓発や応急手当の普及等、地域に密着した活動を展開しており、地域防災力の向上、地域コミュニティの活性化にも大きな役割を果たしている。

2. 消防防災施設等

（1）消防車両等の整備

消防本部及び消防署においては、消防活動に必要なとなる消防ポンプ自動車、はしご自動車（屈折はしご自動車を含む。）、化学消防車、救急自動車、救助工作車、消防防災ヘリコプター等が整備されている。

また、消防団においては、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、救助資機材搭載型車両等が整備されている（第2-1-2表）。

第2-1-2表 消防車両等の保有数

(平成30年4月1日現在)(単位:台、艇、機)

区分		消防本部	消防団	計
消 防 ポンプ自動車		7,774	14,054	21,828
は し ご 自 動 車		1,159	0	1,159
化 学 消 防 車		959	6	965
救 急 自 動 車		6,329	0	6,329
指 揮 車		1,809	898	2,707
救 助 工 作 車		1,237	0	1,237
その他の消防自動車		8,768	1,956	10,724
小 型 動 力 ポ ン プ		3,615	50,529	54,144
内 訳	自動車に積載	460	35,647	36,107
	台車に積載	1,863	2,754	4,617
	上記以外	1,292	12,128	13,420
消 防 艇		42	18	60
消防防災ヘリコプター		33	0	33

(備考)「消防防災・震災対策現況調査」、「救急業務実施状況調査」、「救助業務実施状況調査」により作成

(2) 消防通信施設

火災等の被害を最小限に抑えるためには、火災等を早期に覚知し、消防機関が素早く現場に到着するとともに、現場においては、情報の収集及び指揮命令の伝達を迅速かつ的確に行うことが重要である。この面で消防通信施設の果たす役割は大きい。消防通信施設には、火災報知専用電話、消防通信網等がある。

ア 119番通報

火災報知専用電話は、通報者等が行う火災や救急等に関する緊急通報を消防機関が受信するための専用電話をいう。

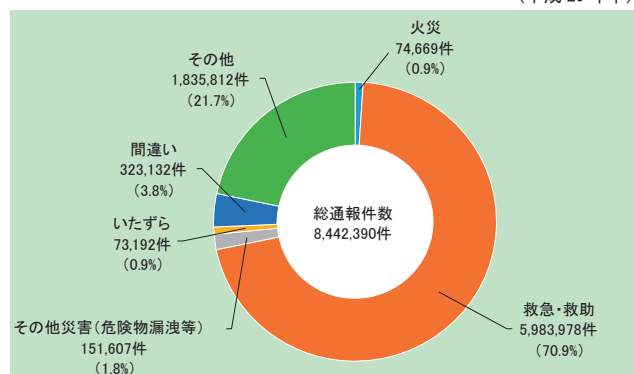
なお、電気通信番号規則において、消防機関への緊急通報に関する電気通信番号は「119」と定められている。

平成29年中の119番通報件数は、844万2,390件となっており、その通報内容の内訳は、救急・救助に関する通報件数が全体の70.9%を占めている(第2-1-3図)。

近年の携帯電話・IP電話*等(以下「携帯電話等」という。)の普及に伴い、携帯電話等による119番通報の件数が増加し、通報総数に占める割合は、それぞれ42.6%、24.4%となっている(第2-1-4図)。

第2-1-3図 119番通報件数(通報内容別)

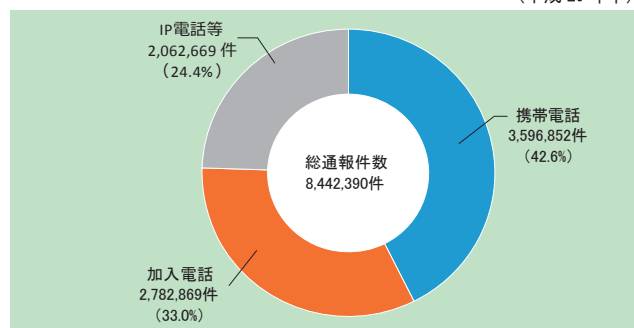
(平成29年中)



(備考)「消防防災・震災対策現況調査」より作成

第2-1-4図 119番通報件数(回線区分別)

(平成29年中)



(備考)「消防防災・震災対策現況調査」より作成

(ア) 119番緊急通報での位置情報通知

119番通報を受信する消防機関では、通報者とのやり取りの中で、災害地点や災害情報の聞き取りを行っているが、高機能消防指令センターを導入する消防機関では119番通報を受けた際にモニター上の地図に通報場所などの位置情報を表示することが可能となっている。

平成19年4月から、携帯電話等からの119番通報時に発信場所の位置情報が消防機関に通知される「位置情報通知システム」の運用が始まり、平成21年10月からは、この位置情報通知システムと従前より固定電話からの通報のために運用している「新発信地表示システム」*2を統合した「統合型位置情報通知システム」の運用を開始した。

平成30年4月1日現在、「位置情報通知システム」や「統合型位置情報通知システム」により、携帯電話等からの119番通報時に位置情報を把握できる消防本部数は、711本部(うち統合型位置情報通知シ

*1 IP(Internet Protocol)電話: 電話通信ネットワークと電話端末との接続点においてIP技術を利用して提供する音声電話サービス

*2 新発信地表示システム: 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の固定電話から119番通報に係る発信者の位置情報(住所情報)を消防本部に通知するシステム

ステム 595 本部) となっている。

(イ) 音声によらない通報

119 番通報は音声による意思疎通を前提とした仕組みであるため、聴覚・言語障害者が緊急通報を行う際には FAX や電子メールを用いた音声によらない代替手段で対応している。

しかし、こうした代替手段では FAX が置かれている場所からしか通報ができない、通報者の所在地や状況を伝えるのに時間を要する等の課題が存在していることから、消防庁では、平成 27 年度から 28 年度にかけて、「119 番通報の多様化に関する検討会」を開催し、聴覚・言語障害者がスマートフォン等を活用して、いつでもどこからでも音声によらない円滑な通報を行える新たなシステム (Net119 緊急通報システム) のあり方について検討を行い、平成 29 年 3 月に、今後全国の消防本部で導入すべきシステムの標準仕様等を取りまとめた。

Net119 緊急通報システムは、スマートフォンなどから通報用 Web サイトにアクセスして、消防本部が消防隊や救急隊をどこに出動させるべきかを判断するために必要な「救急」「火事」の別と、通報者の位置情報を入力すれば、即座に消防本部に通報が繋がる仕組みとなっている。詳細な情報は、その後に消防本部と通報者との間のチャットで確認する (第 2-1-5 図)。

事前に登録した自宅などからの通報の場合は、①通報する→②救急→③自宅のように、3 回のボタン操作で 119 番通報を行うことができる。事前に自宅住所などを登録しておくことで、GPS 信号が届かな

い屋内などでも正確な位置を伝えることが可能である (第 2-1-6 図)。

一方、外出先などの登録されていない場所からの通報の場合は、GPS 機能で測位した位置情報が消防本部に通知される。

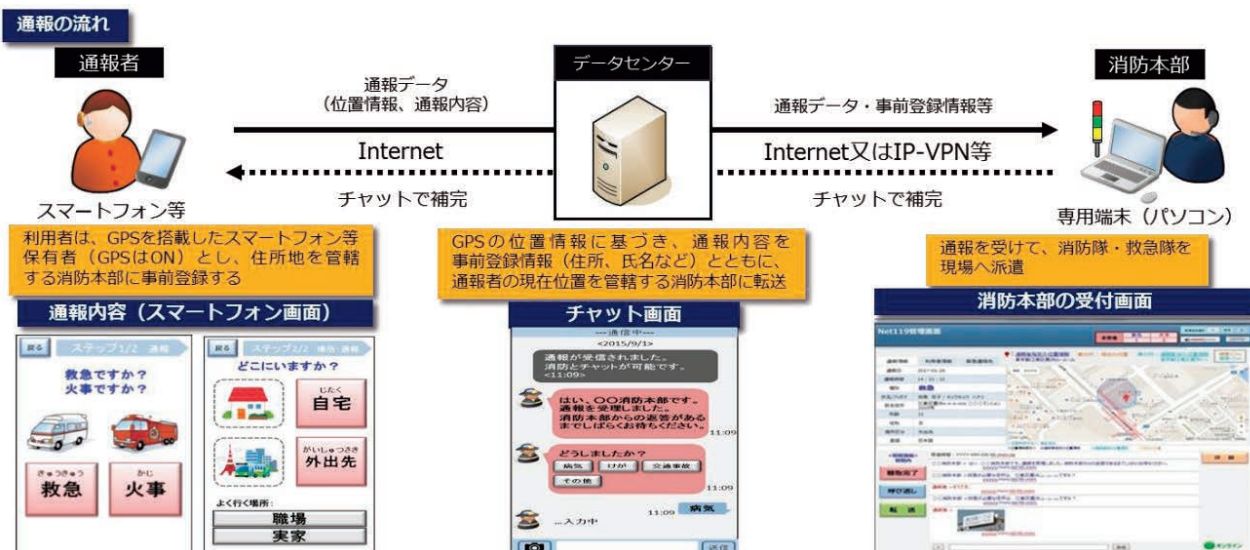
チャットが途中で中断された場合には、消防本部から事前に登録されたメールアドレス宛てに呼び返しメールを送信し、そこに記載されている URL から消防本部とのチャットを再開することができる。また、消防本部との迅速なやりとりを行うため、定型的な質問を予め準備しており、文字入力を行うことなく選択肢を選ぶことで回答することができる (第 2-1-7 図)。

自力で通報を行うことが難しい場合には、周囲の人に 119 番通報を代わりに行ってもらうようお願いすることも可能である。

また、練習通報により、実際の通報と同じ操作が体験できる (この練習通報時の通報は、消防本部へは送信されない)。

Net119 緊急通報システムについては、平成 30 年 3 月に閣議決定された障害者基本計画において、平成 32 年度までにすべての消防本部で導入されることが目標に掲げられたところであり、消防庁は、各消防本部における Net119 緊急通報システムの導入を促進するとともに、厚生労働省と連携して障害のある人への普及・啓発にも取り組んでいる。平成 30 年 6 月末現在、728 本部中 142 本部 (約 19.5%) が導入済みである。

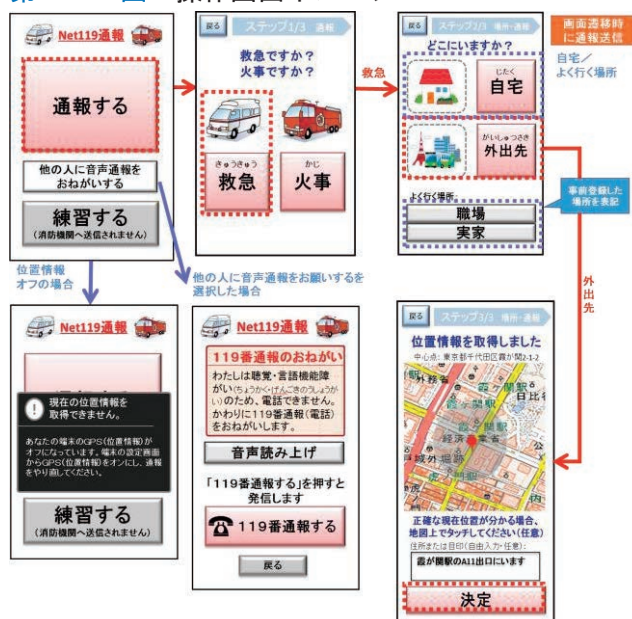
第 2-1-5 図 Net119 通報の流れ



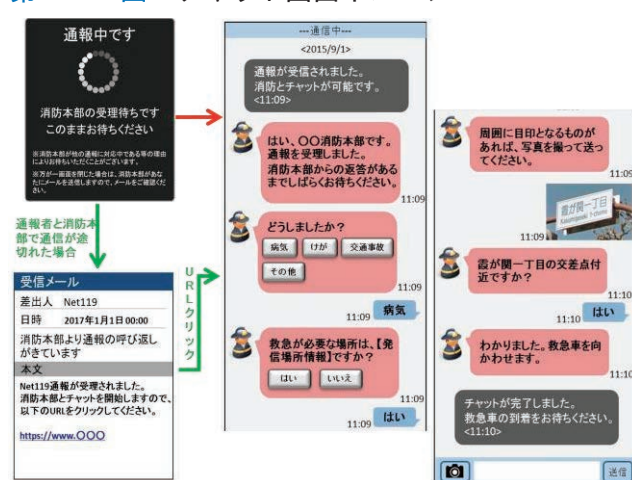
(ウ) 外国人からの通報

電話通訳センターを介した三者間同時通訳による119番多言語対応は、外国人からの119番通報時、

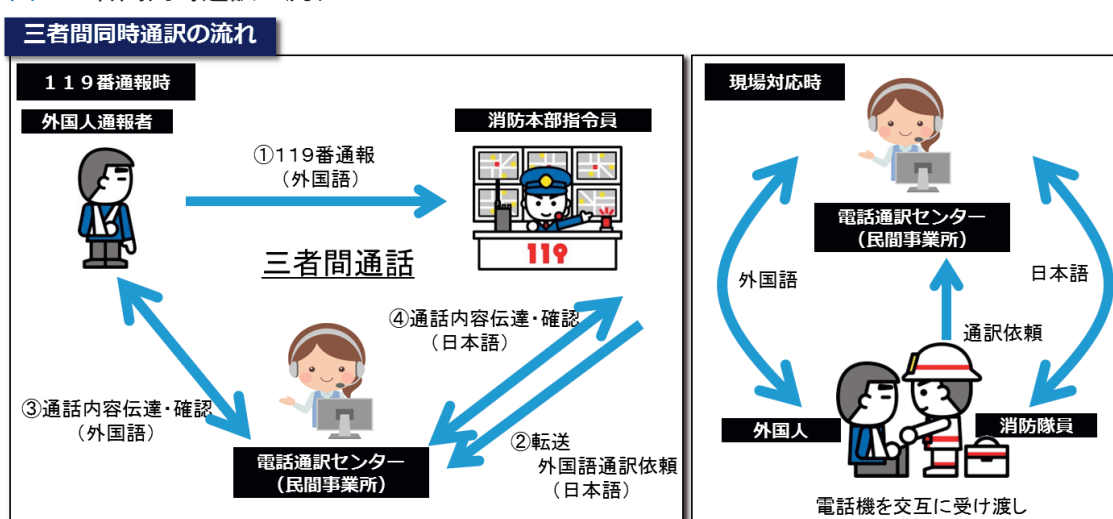
第2-1-6図 操作画面イメージ



第2-1-7図 チャット画面イメージ



第2-1-8図 三者間同時通訳の流れ



外国人のいる救急現場での活動時等において、迅速かつ的確に対応するため、電話通訳センターを介して、24時間365日主要な言語で対応するものである。

消防庁は、「電話通訳センターを介した三者間同時通訳による多言語対応の推進について（通知）」

（平成29年1月25日付け消防消第8号消防庁消防・救急課長通知）を各消防本部に通知し、都道府県内消防本部による共同契約、都道府県等が既に契約している電話通訳センターの利用などによる、119番通報時等における多言語対応の推進を図っているところである。

平成30年6月末現在、728本部中279本部（約38.3%）が導入済みである。消防庁では、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会までに、訪日外国人観光客を含む外国人が、日本全国どこから119番通報しても、言語の支障なく消防・救急のサービスを受けられるよう、全消防本部で導入されることを目指している（第2-1-8図）。

イ 消防通信網等

消防救急無線は、消防本部から災害現場で活動する消防隊、救急隊等に対する指示を行う場合、あるいは、火災現場における命令伝達及び情報収集を行う場合に必要とされる重要な設備である。また、消防電話は、消防本部、消防署及び出張所相互間において、通報を受けた場合に同時伝達、指令等の連絡に使われる専用電話である。

一方、消防防災ヘリコプターに搭載されたカメラ等で撮影された映像情報は、衛星通信ネットワークを活用して、全国や地域で利用されている。

(3) 消防水利

消防水利は、消防活動を行う上で消防車両等とともに不可欠なものであり、一般的には、消火栓、防火水槽等の人工水利と河川、池、海、湖等の自然水利とに分類される。

人工水利は、火災発生場所の近くで常に一定の取水が可能であることから、消防活動時に消防水利として活用される頻度が高いものである。特に阪神・淡路大震災以降は、大規模地震に対する消防水利対策として、耐震性を備えた防火水槽等の整備が積極的に進められており、「消防水利の基準」(昭和39年消防庁告示第7号)においても、平成26年に、計画的に配置する旨改正した(第2-1-3表)。

さらに近年は、前述の耐震性能への懸念のほか、消防水利の老朽化への懸念、木造建築物の密集地域等における新たな消防水利の需要が見込まれていることなどから、「消防水利の整備促進強化について」(平成29年11月24日付け消防消第272号消防庁消防・救急課長通知)により、市町村が消防水利の整備について短期・中期・長期と段階的に数値目標を設けることにより、充実の促進を図ることとしている。

また、自然水利は、取水量に制限がなく長時間に渡る取水が可能な場合が多いため、人工水利とともに消防水利として重要な役割を担っている。その反面、季節により使用できない場合や、取水場所などに制限を受ける場合もあるため、消防水利の整備に当たっては、人工水利と自然水利を適切に組み合わせ配置することが求められる。

(略)

第2-1-3表 消防水利(主な人工水利)の整備数

(各年4月1日現在)

区分	平成29年	平成30年	比較	
			増減数	増減率(%)
全国の整備数	2,453,451 (100.0)	2,470,022 (100.0)	16,571	0.7
消火栓	1,903,782 (77.6)	1,919,018 (77.7)	15,236	0.8
防火水槽	529,109 (21.6)	531,057 (21.5)	1,948	0.4
20㎡～40㎡未満	103,873	103,487	△386	△0.4
40㎡～60㎡未満	379,961	381,669	1,708	0.4
60㎡以上	45,275	45,901	626	1.4
井戸	20,560 (0.8)	19,947 (0.8)	△613	△3.0

(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

2 () は、構成比を示し、単位は%である。

第3節

教育訓練体制

1. 消防職団員の教育訓練

複雑多様化する災害や救急業務、火災予防業務の高度化に消防職団員が適切に対応するためには、その知識・技能の向上が不可欠であり、消防職団員に対する教育訓練は極めて重要である。

消防職団員の教育訓練は、各消防本部、消防署、消防団のほか、国においては消防大学校、都道府県等においては消防学校において実施されている。これらのほか、全国の救急隊員を対象に救急救命士の国家資格を取得させるための教育を行う救急救命研修所などがある。

このように、消防職団員に対する教育訓練は、国、都道府県、市町村等がそれぞれ機能を分担しながら、相互に連携して実施されている。

2. 職場教育

各消防機関においては、平素からそれぞれの地域特性を踏まえながら、計画的な教養訓練（職場教育）が行われている。特に、常に危険が潜む災害現場において、指揮命令に基づく厳格な部隊活動が求められる消防職員には、職務遂行にかけける使命感と旺盛な気力が不可欠であることから、各消防本部においては様々な教養訓練を通じて、知識・技術の向上と士気の高揚に努めている。

なお、消防庁においては職場教育における基準として、「消防訓練札式の基準」「消防操法の基準」「消防救助操法の基準」や、訓練時と警防活動時等それぞれにおける安全管理マニュアルを定めるなど、各消防機関による効率的かつ安全な訓練・活動の推進を図っている。

3. 消防学校における教育訓練

(1) 消防学校の設置状況

都道府県は、消防組織法第51条の規定により、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除くほか、単独に又は共同して消防学校を設置しなければならないが、また、指定都市は、単独に又は都道府県と共同して消防学校を設置することができるとされ

ている。

平成30年4月1日現在、消防学校は、全国47都道府県と指定都市である札幌市、千葉市、横浜市、名古屋市、京都市、神戸市及び福岡市の7市並びに東京消防庁に設置されており、全国に55校ある（東京都では、東京都消防訓練所及び東京消防庁消防学校の2校が併設されている。）。

消防庁は、消防学校の施設や運営の努力目標として「消防学校の施設、人員及び運営の基準」を定め、消防学校における教育訓練の水準の確保、向上を進めている。

(2) 教育訓練の種類

消防学校における教育訓練の基準として、「消防学校の教育訓練の基準」が定められている。各消防学校では、この基準に定める「到達目標」を尊重した上で、「標準的な教科目及び時間数」を参考指針として活用し、具体的なカリキュラムを定めている。

教育訓練の種類には、消防職員に対する初任教育、専科教育、幹部教育及び特別教育と、消防団員に対する基礎教育、専科教育、幹部教育及び特別教育がある。

- ・「初任教育」とは、新たに採用された全ての消防職員を対象に行う基礎的な教育訓練をいい、基準上の教育時間は800時間とされている。
- ・「基礎教育」とは、消防団員として入団後、経験期間が短く、知識・技能の修得が必要な者を対象に行う基礎的な教育訓練をいい、基準上の教育時間は24時間とされている。
- ・「専科教育」とは、現任の消防職員及び主として基礎教育を修了した消防団員を対象に行う特定の分野に関する専門的な教育訓練をいう。
- ・「幹部教育」とは、幹部及び幹部昇進予定者を対象に行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練をいう。
- ・「特別教育」とは、上記に掲げる以外の教育訓練で、特別の目的のために行うものをいう。

（３）消防学校における教育訓練の充実強化

災害の大規模化・複雑多様化等により高度な消防活動が求められているほか、消防法令の改正等に伴い、予防業務の高度化・専門化も進んでいる。

このような背景の下、消防職員が適切に職務を遂行していくためには知識・技術の更なる向上が必要であることから、消防学校における教育訓練の充実強化を図ることを目的に、平成 27 年 3 月に「消防学校の施設、人員及び運営の基準」及び「消防学校の教育訓練の基準」の一部をそれぞれ改正した。

この改正では、標準的に備えるべき施設として、実際の災害を想定した実践的な訓練を行うことのできる施設（模擬消火訓練装置、震災訓練施設等）を加えたほか、安全管理面に配慮した消防学校の教員数の算定方式の改正、消防を巡る課題と必要性を踏まえた適正な教科目及び時間配分への改正などを行っている。

（４）教育訓練の実施状況

消防職員については、平成 29 年度中に延べ 3 万 991 人が消防学校における教育訓練を受講した（第 2-3-1 表）。

消防団員については、平成 29 年度中に延べ 4 万 2,275 人が消防学校において又は消防学校から教員の派遣を受けて教育訓練を受講した（第 2-3-2 表）。

消防団員にあっては、それぞれ他の本業を持っているため、消防学校での教育訓練が十分実施し難いと認められる場合には、消防学校の教員を現地に派遣して、教育訓練を行うことができるものとされており、多くの消防学校でこの方法が採用されている。

また、消防学校では、消防職団員の教育訓練に支障のない範囲で消防職団員以外の者に対する教育訓練も行われており、平成 29 年度においては、自主防災組織の構成員等延べ 1 万 8,386 人に対し教育訓練が行われた。

第 2-3-1 表 消防職員を対象とする教育訓練の実施状況

	(人)	
	28年度	29年度
初任教育	6,094	5,386
専科教育	10,269	10,244
警防科	969	940
特殊災害科	608	699
予防査察科	954	1,003
危険物科	388	496
火災調査科	1,054	1,326
救急科	4,454	4,096
准救急科		8
救助科	1,842	1,676
幹部教育	3,736	3,182
初級幹部科	2,415	1,950
中級幹部科	905	893
上級幹部科	416	339
特別教育	13,125	12,179
合 計	33,224	30,991

（備考）「消防学校の教育訓練に関する調査」により作成

第 2-3-2 表 消防団員を対象とする教育訓練の実施状況

(人)

区 分	28年度実績			29年度実績			
	学校教育	教員派遣	計	学校教育	教員派遣	計	
基礎教育	4,672	4,753	9,425	4,243	3,351	7,594	
専科教育	2,150	13	2,163	2,344	0	2,344	
	警防科	769	13	782	1,093	0	1,093
	機関科	1,381	0	1,381	1,251	0	1,251
幹部教育	6,973	567	7,540	7,367	122	7,489	
	初級幹部科	1,821	322	2,143	2,263	69	2,332
指揮 幹部科	分団指揮課程	2,486	13	2,499	2,413	53	2,466
	現場指揮課程	2,666	232	2,898	2,691	0	2,691
	(修了者)	(601)	(2)	(603)	(722)	(0)	(722)
特別教育	8,527	14,043	22,570	7,522	16,321	24,848	
合計	22,322	19,376	41,698	21,476	19,794	42,275	

（備考）「消防学校の教育訓練に関する調査」により作成

※平成 26 年 3 月の消防学校の教育訓練の基準の一部改正により、中級幹部科は指揮幹部科に改められた。

※「修了者」とは、指揮幹部科の「分団指揮課程」及び「現場指揮課程」の両課程を修了した者である。（「分団指揮課程」及び「現場指揮課程」にそれぞれ計上している場合もあるため、括弧書きとしている。）

4. 消防大学校における教育訓練及び技術的援助

消防大学校は、国及び都道府県の消防事務に従事する職員又は市町村の消防職団員に対し、幹部として必要な高度な教育訓練を行うとともに、都道府県等の消防学校に対し、教育訓練に関する必要な技術的援助を行っている。

（１）施設・設備

消防大学校には、教育訓練施設として、本館、第

2 本館、訓練施設及び寄宿舍がある。

本館には、250 人収容の大教室、3つの教室、視聴覚教室、理化学燃焼実験室、図書館のほか、様々な災害現場を模擬体験して指揮者としての状況判断能力や指揮能力を養成する災害対応訓練室等を設けている。

第2本館には、300 人収容の講堂のほか、救急訓練室、特別教室、屋内訓練場等を設けている。

訓練施設には、スチームとスモークマシンを併用し、濃煙熱気的环境下での訓練が可能な屋内火災防御訓練棟及び地上 11 階の高層訓練塔に加え、コンテナ内で木材を燃やし、実際の火災現場と同様の環境の変化を体験することができる実火災体験型訓練施設を設けている。

寄宿舍には、172 人収容の南寮と 52 人収容の北寮、

女性の寮生活に必要な浴室、トイレ、更衣室、談話室などの女性専用施設を設けている。

なお、教育訓練車両として、指揮隊車、普通ポンプ車、水槽付きポンプ車、救助工作車、特殊災害対応化学車、災害支援車及び高規格の救急自動車を保有している。

（2）教育訓練の実施状況

消防大学校では、平成 29 年度において、総合教育及び専科教育で 1,122 人、実務講習で 673 人の卒業生を送り出しており、卒業生数は、創設以来、平成 29 年度までで延べ 6 万 978 人となった。

また、平成 30 年度の定員は 2,012 人としている（第 2-3-3 表）。



多数傷病者対応訓練



実火災体験型訓練（危険物火災）



NBC 災害対応訓練



実火災体験型訓練（ホットトレーニング）

第2-3-3表 教育訓練実施状況

区 分			平成29年度(実績)		平成30年度(計画)			
			実施回数 (回)	卒業生 (人)	実施回数 (回)	定員 (人)	期間	教育目的
学 科	総合教育	幹部科	4	292	4	294	2か月	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の上級幹部たるに相応しい人材を養成する。
		上級幹部科	1	54	1	54	2週間	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、現に消防の上級幹部である者の資質を向上させる。
		新任消防長・学校長科	2	54	2	120	2週間	新任の消防長・消防学校長に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。
		消防団長科	2	64	2	72	1週間	消防団の上級幹部に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。
	専科教育	警防科	2	120	2	120	2か月	警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、警防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		救助科	2	120	2	120	2か月	救助業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救助業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		救急科	1	48	1	48	1か月	救急隊長等に対し、高度の知識及び能力を総合的に修得させ、救急業務の指導者としての資質を向上させる(指導救命士養成教育を含む。)
		予防科	2	96	2	96	2か月	予防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、予防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		危険物科	1	39	1	42	1か月	危険物保安業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、危険物保安業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		火災調査科	2	96	2	96	2か月	火災調査業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、火災調査業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		新任教官科	1	79	1	60	2週間	新任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、その職に必要な知識及び能力を専門的に修得させる。
		現任教官科	2	60	2	72	1週間	現任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、業務運営の企画及び予防業務又は警防業務を包括的に指導できる能力を向上させる。
	小 計		22	1,122	22	1,194		
実務講習	緊急消防援助隊教育科	指揮隊長コース	2	83	2	96	2週間	緊急消防援助隊の指揮支援部隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
		高度救助・特別高度救助コース	1	66	1	66	2週間	高度救助隊、特別高度救助隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
		NBCコース	1	66	1	72	3週間	緊急消防援助隊のNBC災害要員等に対し、NBC災害対応業務に必要な知識及び能力を修得させる。
		航空隊長コース	1	62	1	84	2週間	消防・防災航空隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
	危機管理・防災教育科	危機管理・国民保護コース	1	66	1	96	1週間	地方公共団体の危機管理・防災実務管理者・国民保護担当者等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
		自主防災組織育成コース	1	65	1	72	1週間	自主防災組織の育成担当者等に対し、その業務に必要な高度な知識及び能力を修得させる。
		自主防災組織育成短期コース	2	119	2	128	2日間	自主防災組織の育成業務に携わる担当職員に対し、その業務に必要な基礎的知識及び能力を修得させる。
		消防団活性化推進コース	1	38	1	96	1週間	消防団の業務、教育訓練に携わる者に対し、その業務に必要な実務的な知識及び能力を修得させる。
	その他	女性活躍推進コース	1	60	1	60	2週間	女性消防吏員の幹部候補生に対し、キャリア形成を支援し、職域拡大等を目的とした知識及び能力を修得させる。
		査察業務マネジメントコース	1	48	1	48	1週間	消防本部の予防業務を主管する係長以上の者に対し、違反処理を始めとする査察業務全般をマネジメントするために必要な知識及び能力を修得させる。
小 計		12	673	12	818			
合 計			34	1,795	34	2,012		

学科については、平成18年度に大幅な再編を実施し、その後も受講側のニーズ等を踏まえて適宜見

直しを行っており、平成29年度においては、年間に22の学科と12の実務講習を実施した。

各課程の教育訓練内容（授業科目）については、各学科等の目的に応じて社会情勢の変化に伴った新しい課題に対応するための科目として、ハラスメント対策、メンタルヘルス、惨事ストレス対策、危機管理、広報及び訴訟対応を取り入れている。

また、情報システムを活用した火災時指揮シミュレーション、大規模地震の際の受援シミュレーションなどを訓練に加えるほか、実火災体験型訓練施設を活用した実際の火災に近い環境下での消防活動訓練（ホットトレーニング）を実施するなど、カリキュラムの充実を図っている。

一部の課程では、インターネットを使った事前学習（eラーニング）を取り入れ、限られた期間内でもより効率的な教育訓練が行えるようにしている。

また、女性の研修機会の拡大を図るため、各学科の定員の5%を女性消防吏員の優先枠として設定し女性の入校を推進するとともに、女性消防吏員のキャリア形成の支援等を目的とした実務講習である女性活躍推進コースの実施や、女性の活躍推進をテーマとした「消防大学校フォーラム」を開催している。

このほか、国際的な大規模イベント（2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等）の開催に向け、NBC災害対応力の強化を図るため、平成28年度からオリンピック開催年度の平成32年度までの間、NBCコースの教育日数を10日間から15日間に増やすこととしている。

平成29年度には、各都道府県消防学校の教育訓練担当職員等を対象に、業務運営の企画及び予防業務又は警防業務を包括的に指導できる能力を向上させることを目的とした現任教官科を新設するとともに、消防本部の予防業務に携わる者を対象に、査察業務全般をマネジメントするために必要な知識及び能力を修得させることを目的とした査察業務マネジメントコースを新設した。

（3）消防学校に対する技術的援助

自然災害や火災・事故等の態様の多様化・大規模化に伴い、都道府県等の消防学校における教育訓練も充実強化が求められていることから、消防大学校

では、次のような技術的援助を行っている。

ア 消防学校長・教官に対する教育訓練

消防学校長及び教官に対しては、それぞれ、新任消防長・学校長科、新任教官科及び現任教官科において教育訓練を行っている。

また、新任教官科及び現任教官科では、教育技法の習得を中心に教育を実施するとともに、実際に講義を行う演習を取り入れ、消防学校における教育指導者養成を行っている。

なお、新任教官科及び現任教官科以外の各学科においても、教育指導者養成を目的の一つとしており、教育技法の学習や講義演習を実施している。

イ 講師の派遣

消防学校における教育内容の充実のため、消防学校からの要請により、警防、予防、救急、救助等の消防行政・消防技術について講師の派遣を行っている。平成29年度は、延べ123回の講師の派遣を実施した。

ウ 消防教科書の編集

消防学校において使用する初任者用教科書の編集を行っており、平成30年4月現在、21種類が発行されている。

エ 講師情報の提供等

消防学校で行う教育訓練において、専門分野に一定水準の知識・技術が担保された講師等を確保し、教育訓練の質の更なる向上に資するため、消防大学校卒業生名簿及び講師情報等を提供している。

（4）特別講習会

ラグビーワールドカップ2019及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、平成28年度からの4か年で16か所の会場所在都道府県において、安全管理、多数傷病者対応、NBC対応の講義を行う特別講習会を実施することとしており、平成30年度は東京都、愛知県、大阪府及び大分県の4か所で開催することとしている。

第4節

救急体制

1. 救急業務の実施状況

(1) 救急出動の状況

平成 29 年中の救急自動車による全国の救急出動件数は、634 万 2,147 件（対前年比 13 万 2,183 件増、2.1%増）となっており、初めて 500 万件を超えた平成 16 年以降もほぼ一貫して増加傾向が続いている。救急出動件数は 1 日平均とすると約 1 万 7,376 件（前年約 1 万 6,967 件）で、約 5.0 秒（同 5.1 秒）に 1 回の割合で救急隊が出動したことになる。

また、救急自動車による搬送人員も一貫して増加傾向が続いており、573 万 6,086 人（対前年比 11 万

4,868 人増、2.0%増）となっており、国民の 22 人に 1 人（前年 23 人に 1 人）が救急隊によって搬送されたことになる。救急自動車による搬送の原因となった事故種別にみると、急病が 368 万 6,438 人（64.3%）、一般負傷が 88 万 3,375 人（15.4%）、交通事故が 46 万 6,043 人（8.1%）などとなっている（第 2-4-1 表、第 2-4-2 表、附属資料 2-4-1、附属資料 2-4-2）。

なお、消防防災ヘリコプターによる出動件数は 3,370 件（前年 3,664 件）、搬送人員は 2,578 人（前年 2,816 人）となっている。

第 2-4-1 表 救急出動件数及び搬送人員の推移

(各年中)

区分 年	救急出動件数				搬送人員				よ（A） （B）の 割合に 対する （％）	
	全出動件数	うち 救急自 動車による 件数（A）	うち 消防防災 ヘリコプ ターによる 件数	対前年 増加数・増減率（％）	全搬送人員	うち 救急自 動車による 搬送人員	うち 消防防災 ヘリコプ ターによる 搬送人員	対前年 増加数・増減率（％）		
平成 15 年	4,832,900	4,830,813	2,087	274,951 (6.0)	4,577,403	4,575,325	2,078	245,486 (5.7)	2,819,620	58.4
平成 16 年	5,031,464	5,029,108	2,356	198,564 (4.1)	4,745,872	4,743,469	2,403	168,469 (3.7)	2,953,471	58.7
平成 17 年	5,280,428	5,277,936	2,492	248,964 (4.9)	4,958,363	4,955,976	2,387	212,491 (4.5)	3,167,046	60.0
平成 18 年	5,240,478	5,237,716	2,762	▲39,950 (▲0.8)	4,895,328	4,892,593	2,735	▲63,035 (▲1.3)	3,163,822	60.4
平成 19 年	5,293,403	5,290,236	3,167	52,925 (1.0)	4,905,585	4,902,753	2,832	10,257 (0.2)	3,223,990	60.9
平成 20 年	5,100,370	5,097,094	3,276	▲193,033 (▲3.6)	4,681,447	4,678,636	2,811	▲224,138 (▲4.6)	3,102,423	60.9
平成 21 年	5,125,936	5,122,226	3,710	25,566 (0.5)	4,686,045	4,682,991	3,054	4,598 (0.1)	3,141,882	61.3
平成 22 年	5,467,620	5,463,682	3,938	341,684 (6.7)	4,982,512	4,979,537	2,975	296,467 (6.3)	3,389,044	62.0
平成 23 年	5,711,102	5,707,655	3,447	243,482 (4.5)	5,185,313	5,182,729	2,584	202,801 (4.1)	3,562,208	62.4
平成 24 年	5,805,701	5,802,455	3,246	94,599 (1.7)	5,252,827	5,250,302	2,525	67,514 (1.3)	3,648,074	62.9
平成 25 年	5,918,939	5,915,683	3,256	113,238 (2.0)	5,348,623	5,346,087	2,536	95,796 (1.8)	3,732,953	63.1
平成 26 年	5,988,377	5,984,921	3,456	69,438 (1.2)	5,408,635	5,405,917	2,718	60,012 (1.1)	3,781,249	63.2
平成 27 年	6,058,190	6,054,815	3,375	69,813 (1.2)	5,481,252	5,478,370	2,882	72,617 (1.3)	3,851,978	63.6
平成 28 年	6,213,628	6,209,964	3,664	155,438 (2.6)	5,624,034	5,621,218	2,816	142,782 (2.6)	3,975,380	64.0
平成 29 年	6,345,517	6,342,147	3,370	131,889 (2.1)	5,738,664	5,736,086	2,578	114,630 (2.0)	4,061,989	64.0

(備考)「救急年報報告」及び「消防防災・震災対策現況調査」による。

第2-4-2表 救急自動車による事故種別出動件数及び搬送人員

(各年中)

事故種別	平成28年中		平成29年中		対前年比	
	出動件数 (搬送人員)	構成比 (%)	出動件数 (搬送人員)	構成比 (%)	増減数	増減率 (%)
急病	3,975,380 (3,607,942)	64.0 (64.2)	4,061,989 (3,686,438)	64.0 (64.3)	86,609 (78,496)	2.2 (2.2)
交通事故	488,861 (476,689)	7.9 (8.5)	481,473 (466,043)	7.6 (8.1)	-7,388 (-10,646)	-1.5 (-2.2)
一般負傷	926,356 (847,871)	14.9 (15.1)	965,376 (883,375)	15.2 (15.4)	39,020 (35,504)	4.2 (4.2)
自損行為	54,302 (37,054)	0.9 (0.7)	52,347 (35,377)	0.8 (0.6)	-1,955 (-1,677)	-3.6 (-4.5)
労働災害	52,168 (50,791)	0.8 (0.9)	53,579 (52,189)	0.8 (0.9)	1,411 (1,398)	2.7 (2.8)
加害	35,217 (27,445)	0.6 (0.5)	33,754 (25,957)	0.5 (0.5)	-1,463 (-1,488)	-4.2 (-5.4)
運動競技	41,031 (40,692)	0.7 (0.7)	42,356 (41,950)	0.7 (0.7)	1,325 (1,258)	3.2 (3.1)
火災	22,132 (5,337)	0.4 (0.1)	23,169 (5,331)	0.4 (0.1)	1,037 (-6)	4.7 (-0.1)
水難	5,184 (2,341)	0.1 (0.0)	5,060 (2,327)	0.1 (0.0)	-124 (-14)	-2.4 (-0.6)
自然災害	827 (655)	0.0 (0.0)	755 (524)	0.0 (0.0)	-72 (-131)	-8.7 (-20.0)
その他	608,506 (524,401)	9.8 (9.3)	622,289 (536,575)	9.8 (9.4)	13,783 (12,174)	2.3 (2.3)
合計	6,209,964 (5,621,218)	100 100	6,342,147 (5,736,086)	100 100	132,183 (114,868)	2.1 (2.0)

(備考) 1 「救急年報報告」により作成

2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

第2-4-3表 救急自動車による事故種別傷病程度別搬送人員の状況

(平成29年中)

区分 事故種別	死亡	重症 (長期入院)	中等症 (入院診療)	軽症 (外来診療)	その他	計
急病	62,504 (1.7)	287,201 (7.8)	1,563,264 (42.4)	1,772,174 (48.1)	1,295 (0.0)	3,686,438 (100)
交通事故	2,001 (0.4)	18,226 (3.9)	91,272 (19.6)	354,233 (76.0)	311 (0.1)	466,043 (100)
一般負傷	5,711 (0.6)	57,283 (6.5)	300,849 (34.1)	519,070 (58.8)	462 (0.1)	883,375 (100)
その他	7,468 (1.1)	119,975 (17.1)	432,022 (61.7)	139,681 (19.9)	1,084 (0.2)	700,230 (100)
計	77,684 (1.4)	482,685 (8.4)	2,387,407 (41.6)	2,785,158 (48.6)	3,152 (0.1)	5,736,086 (100)

(備考) 1 「救急年報報告」により作成

2 初診時における傷病程度は次によっている。

- (1) 死亡 初診時において死亡が確認されたもの
 (2) 重症(長期入院) 傷病程度が3週間以上の入院加療を必要とするもの
 (3) 中等症(入院診療) 傷病程度が重症または軽症以外のもの
 (4) 軽症(外来診療) 傷病程度が入院加療を必要としないもの
 (5) その他 医師の診断がないもの及び傷病程度が判明しないもの、その他の場所へ搬送したもの

※なお、傷病程度は入院加療の必要程度を基準に区分しているため、軽症の中には早期に病院での治療が必要だったものや、通院による治療が必要だったものも含まれる。

3 () 内は構成比を示し、単位は%である。

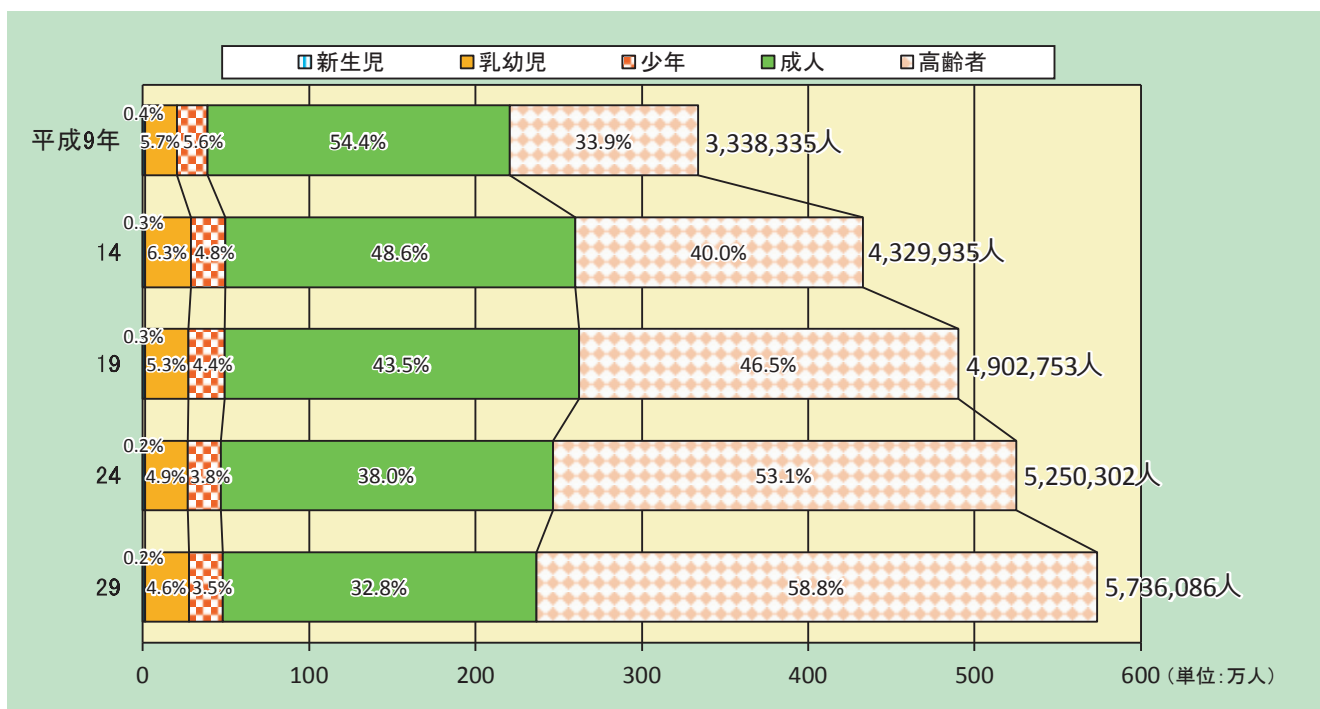
4 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

(2) 傷病程度別搬送人員の状況

軽症(外来診療) 傷病者及びその他(医師の診断がないもの等) となっている(第2-4-3表)。

平成29年中の救急自動車による搬送人員 573 万 6,086 人のうち、約半数が入院加療を必要としない

第2-4-1図 年齢区分別搬送人員構成比率の推移



- (備考) 1 「救急年報報告」より作成
 2 年齢区分は次によっている。
 (1) 新生児 生後28日未満の者
 (2) 乳幼児 生後28日以上満7歳未満の者
 (3) 少年 満7歳以上満18歳未満の者
 (4) 成人 満18歳以上満65歳未満の者
 (5) 高齢者 満65歳以上の者
 3 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

(3) 年齢区分別事故種別搬送人員の状況

平成29年中の救急自動車による搬送人員573万6,086人の内訳を年齢区分別にみると、新生児が1万3,417人(0.2%)、乳幼児が26万5,257人(4.6%)、少年が20万2,386人(3.5%)、成人が188万3,865人(32.8%)、高齢者が337万1,161人(58.8%)となっており、高齢化の進展等により高齢者の占める割合が年々高まる傾向にある(前年57.2%) (第2-4-1図)。

また、急病では高齢者(227万7,924人、61.8%)、交通事故では成人(28万8,320人、61.9%)、一般負傷では高齢者(59万5,512人、67.4%)が最も高い割合で搬送されている。

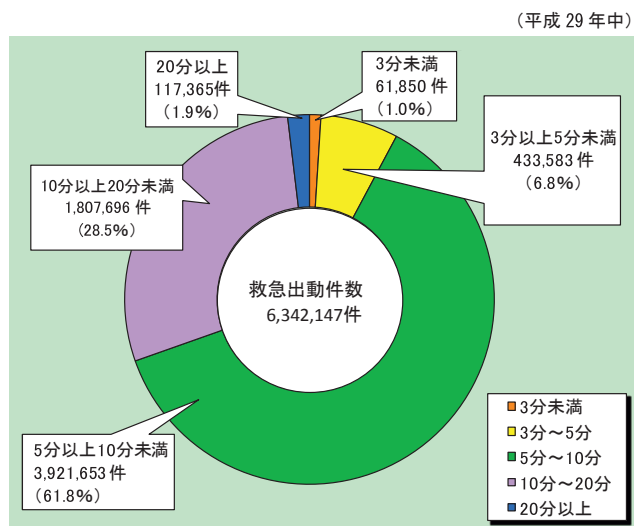
(4) 現場到着所要時間の状況

平成29年中の救急自動車による出動件数634万2,147件の内訳を現場到着所要時間(119番通報を受けてから現場に到着するまでに要した時間)別にみると、5分以上10分未満が392万1,653件で最も多く、全体の61.8%となっている(第2-4-2図)。

また、現場到着所要時間の平均は8.6分(前年8.5分)となっており、10年前(平成19年)と比べ、

1.6分延びている(第2-4-4図)。

第2-4-2図 救急自動車による現場到着所要時間別出動件数の状況



- (備考) 1 「救急年報報告」により作成
 2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

(5) 病院収容所要時間の状況

平成 29 年中の救急自動車による搬送人員 573 万 6,086 人の内訳を病院収容所要時間（119 番通報を受けてから医師に引き継ぐまでに要した時間）別に見ると、30分以上60分未満が358万6,376人(62.5%)で最も多くなっている（第2-4-3図）。

また、病院収容所要時間の平均は 39.3 分（前年 39.3 分）となっており、10 年前（平成 19 年）と比べ、5.9 分延伸している（第2-4-4図）。

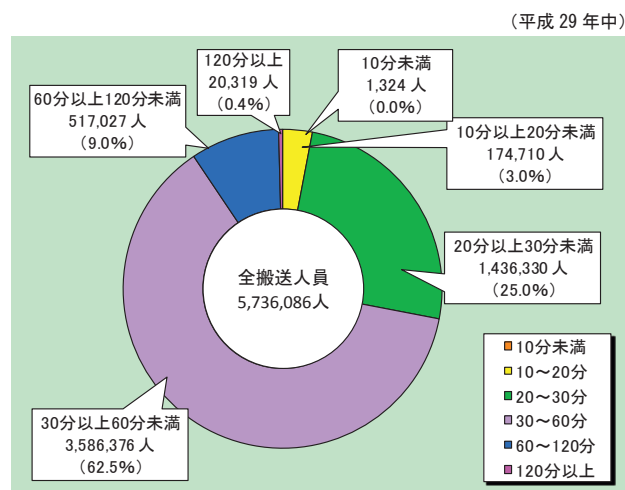
(6) 救急隊員の行った応急処置等の状況

平成 29 年中の救急自動車による搬送人員 573 万 6,086 人のうち、救急隊員が応急処置等を行った傷病者は 560 万 512 人（97.6%）となっており、救急隊員が行った応急処置等の総件数は 2,166 万 7,385 件である（第2-4-4表）。

また、平成 3 年以降に拡大された救急隊員が行った応急処置等（第2-4-4表における※の項目）の総件数は、1,523 万 2,969 件（対前年比 3.5%増）となっているが、このうち救急救命士が傷病者の蘇生等のために行う救急救命処置（除細動*1（救急救命士以外の救急隊員が行うものを含む）、ラリングア

ルマスク*2等による気道確保、気管挿管、静脈路確保*3、薬剤投与*4、血糖測定*5、ブドウ糖投与*6、自己注射が可能なアドレナリン製剤の使用*7）の件数は 21 万 5,821 件（前年 18 万 8,533 件）に上り、対前年比で約 14.5%増となっている。

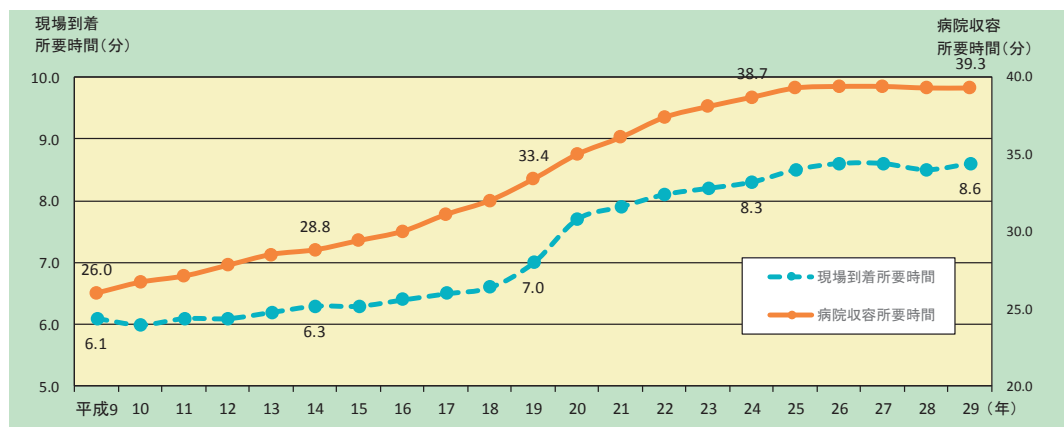
第2-4-3図 救急自動車による病院収容所要時間別搬送人員の状況



(備考) 1 「救急年報報告」により作成

2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

第2-4-4図 救急自動車による現場到着所要時間及び病院収容所要時間の推移



(備考) 1 「救急年報報告」により作成

2 東日本大震災の影響により、平成 22 年及び平成 23 年の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータを除いた数値により集計している。

- *1 除細動：心臓が痙攣したように細かく震えて血液が拍出できない致死的不整脈（心室細動）に電気ショックをかけることにより、その震えを取り除く処置のこと。
- *2 ラリングアルマスク：医師の具体的な指示の下で、気道確保を行うために用いられる換気チューブの一つ。喉頭を覆い隠すように接着し、換気路を確保する。
- *3 静脈路確保：医師の具体的な指示の下で、静脈内に針を留置して輸液路を確保する処置のこと。静脈路確保により、薬剤を必要時に直ちに静脈内投与することが可能になる。
- *4 薬剤投与：医師の具体的な指示の下で、アドレナリン（エピネフリンともいう。以下単に「アドレナリン」という。）の投与を行うこと。
- *5 血糖測定：意識障害のある傷病者に対して血糖値を測定すること。
- *6 ブドウ糖投与：医師の具体的な指示の下で、ブドウ糖溶液の投与を行うこと。
- *7 自己注射が可能なアドレナリン製剤の使用：アナフィラキシーショックにより生命が危険な状態にある傷病者が、あらかじめ自己注射が可能なアドレナリン製剤（エピペン®など）を処方されている者であった場合には、救急救命士が、自己注射が可能なアドレナリン製剤によるアドレナリンの投与を行うこと。

第2-4-4表 救急隊員の行った応急処置等の状況

(平成29年中)

事 故 種 別		急 病	交通事故	一般負傷	その他	合 計
応急処置等対象搬送人員		3,608,080	451,768	858,130	682,534	5,600,512
応 急 処 置 等 項 目	止 血	22,712 (0.2)	22,101 (1.3)	78,646 (2.5)	16,860 (0.7)	140,319 (0.6)
	被 覆	25,771 (0.2)	82,629 (4.7)	191,206 (6.0)	37,038 (1.4)	336,644 (1.6)
	固 定	40,983 (0.3)	204,520 (11.6)	162,927 (5.1)	47,838 (1.9)	456,268 (2.1)
	保 温	1,058,974 (7.5)	88,932 (5.0)	223,911 (7.1)	180,074 (7.0)	1,551,891 (7.2)
	酸素吸入	795,985 (5.6)	36,566 (2.1)	58,028 (1.8)	194,669 (7.6)	1,085,248 (5.0)
	人工呼吸	30,287 (0.2)	804 (0.0)	3,187 (0.1)	4,653 (0.2)	38,931 (0.2)
	胸骨圧迫	9,036 (0.1)	292 (0.0)	999 (0.0)	1,124 (0.0)	11,451 (0.1)
	※うち自動式心マッサージ器	2,421	58	292	225	2,996
	心肺蘇生	99,980 (0.7)	2,954 (0.2)	11,632 (0.4)	11,276 (0.4)	125,842 (0.6)
	※うち自動式心マッサージ器	11,821	288	1,430	1,262	14,801
	※在宅療法継続	32,659 (0.2)	285 (0.0)	2,950 (0.1)	3,177 (0.1)	39,071 (0.2)
	※ショックパンツ	83 (0.0)	12 (0.0)	28 (0.0)	20 (0.0)	143 (0.0)
	※血圧測定	3,317,751 (23.4)	432,481 (24.5)	791,839 (24.9)	625,511 (24.3)	5,167,582 (23.8)
	※心音・呼吸音聴取	1,127,514 (8.0)	135,890 (7.7)	164,233 (5.2)	145,405 (5.6)	1,573,042 (7.3)
	※血中酸素飽和度測定	3,420,045 (24.2)	439,135 (24.9)	822,487 (25.9)	652,996 (25.4)	5,334,663 (24.6)
	※心電図測定	2,158,648 (15.3)	120,032 (6.8)	260,660 (8.2)	325,852 (12.7)	2,865,192 (13.2)
	気道確保	160,654 (1.1)	4,702 (0.3)	16,818 (0.5)	19,135 (0.7)	201,309 (0.9)
	※うち経鼻エアウェイ	8,486	142	867	1,088	10,583
	※うち喉頭鏡、鉗子等	5,272	112	3,249	442	9,075
	※うちラリングゲアルマスク等	34,878	739	3,063	2,664	41,344
	※うち気管挿管	7,125	160	2,466	873	10,624
	※除細動	11,776 (0.1)	180 (0.0)	516 (0.0)	756 (0.0)	13,228 (0.1)
	※静脈路確保	53,733 (0.4)	1,898 (0.1)	5,543 (0.2)	4,322 (0.2)	65,496 (0.3)
	うちCPA前	17,069	1,067	963	936	20,035
	うちCPA後	37,303	855	4,567	3,386	46,111
	※薬剤投与	21,570 (0.2)	564 (0.0)	2,778 (0.1)	1,872 (0.1)	26,784 (0.1)
	※血糖測定	47,722 (0.3)	440 (0.0)	1,266 (0.0)	900 (0.0)	50,328 (0.2)
	※ブドウ糖投与	7,642 (0.1)	24 (0.0)	44 (0.0)	50 (0.0)	7,760 (0.0)
	※自己注射が可能なアドレナリン製剤	187 (0.0)	10 (0.0)	37 (0.0)	23 (0.0)	257 (0.0)
	その他の処置	1,707,725 (12.1)	191,647 (10.9)	374,250 (11.8)	302,314 (11.7)	2,575,936 (11.9)
合 計		14,151,437 (100)	1,766,098 (100)	3,173,985 (100)	2,575,865 (100)	21,667,385 (100)
拡大された応急処置等		10,269,333	1,132,450	2,063,748	1,767,438	15,232,969

(備考) 1 「救急年報報告」により作成

2 1人につき複数の応急処置等を行うこともあるため、応急処置等対象搬送人員と事故種別ごとの応急処置等の項目の計は一致しない。

3 ()内は構成比を示し、単位は%である。

4 ※は平成3年以降に拡大された応急処置等の項目である。

5 救急自動車により搬送された傷病者に行った応急処置等の状況を示す。

第2-4-5表 救急業務実施市町村数の推移

区分	年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
市町村数		3,136	3,048	2,352	1,784	1,769	1,753	1,742	1,692	1,689	1,685	1,685	1,686	1,689	1,690	1,690	1,690
市町村実施率(%)		98.3	98.3	98.2	98.0	98.0	98.0	98.0	97.9	97.9	98.0	98.0	98.0	98.3	98.3	98.3	98.3
人口カバー率(%)		99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9

2. 救急業務の実施体制

(1) 救急業務実施市町村数

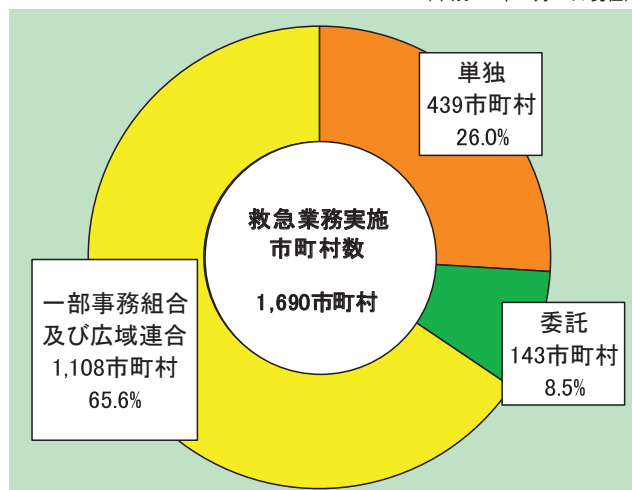
救急業務実施市町村数は、平成30年4月1日現在、1,690市町村（792市、737町、161村）となっている（東京都特別区は、1市として計上している。以下同じ。）。

98.3%（前年98.3%）の市町村で救急業務が実施され、全人口の99.9%（同99.9%）がカバーされている（人口は、平成27年の国勢調査人口による。以下同じ。）こととなり、ほぼ全ての地域で救急業務サービスが受けられる状態となっている（第2-4-5表）。

なお、救急業務実施形態別にみると、単独が439市町村、委託が143市町村、一部事務組合及び広域連合が1,108市町村となっている（第2-4-5図）。

第2-4-5図 救急業務実施形態の内訳

(平成30年4月1日現在)

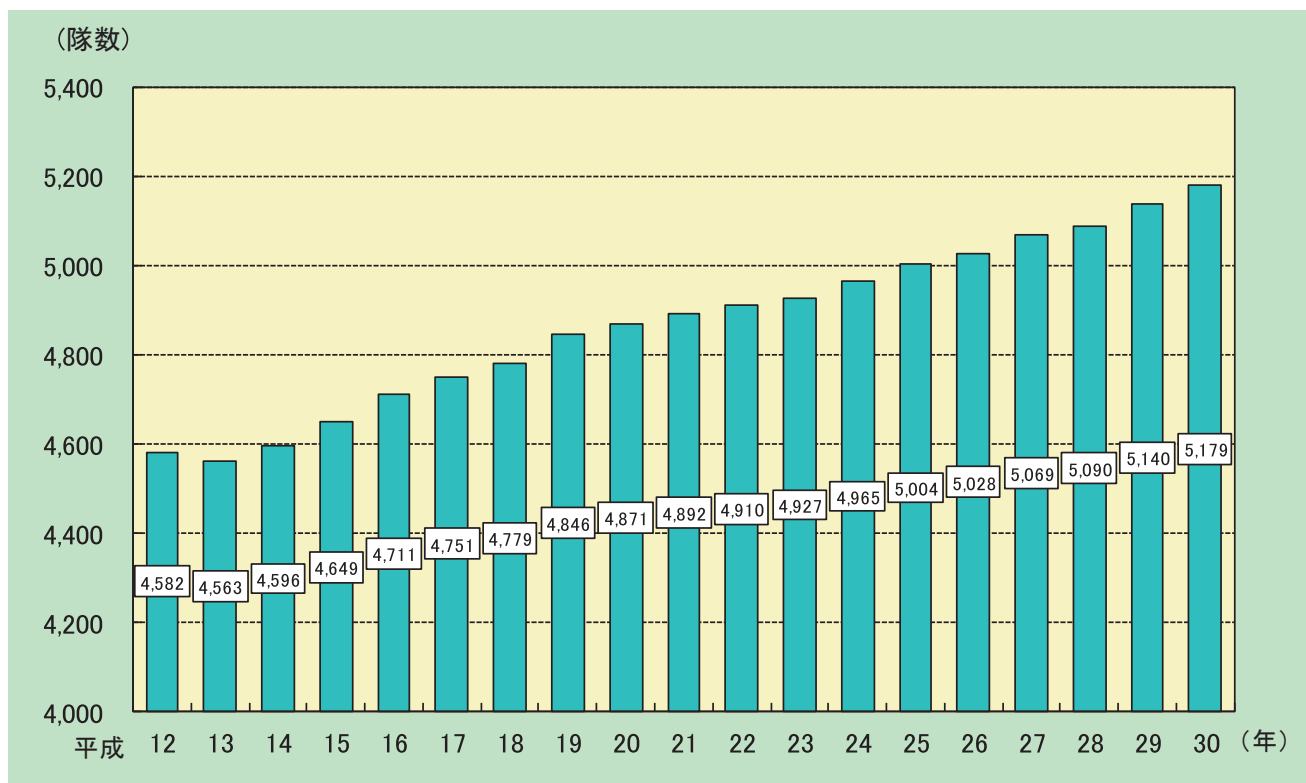


(備考) 1 「救急年報報告」により作成

2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

第2-4-6図 救急隊数の推移

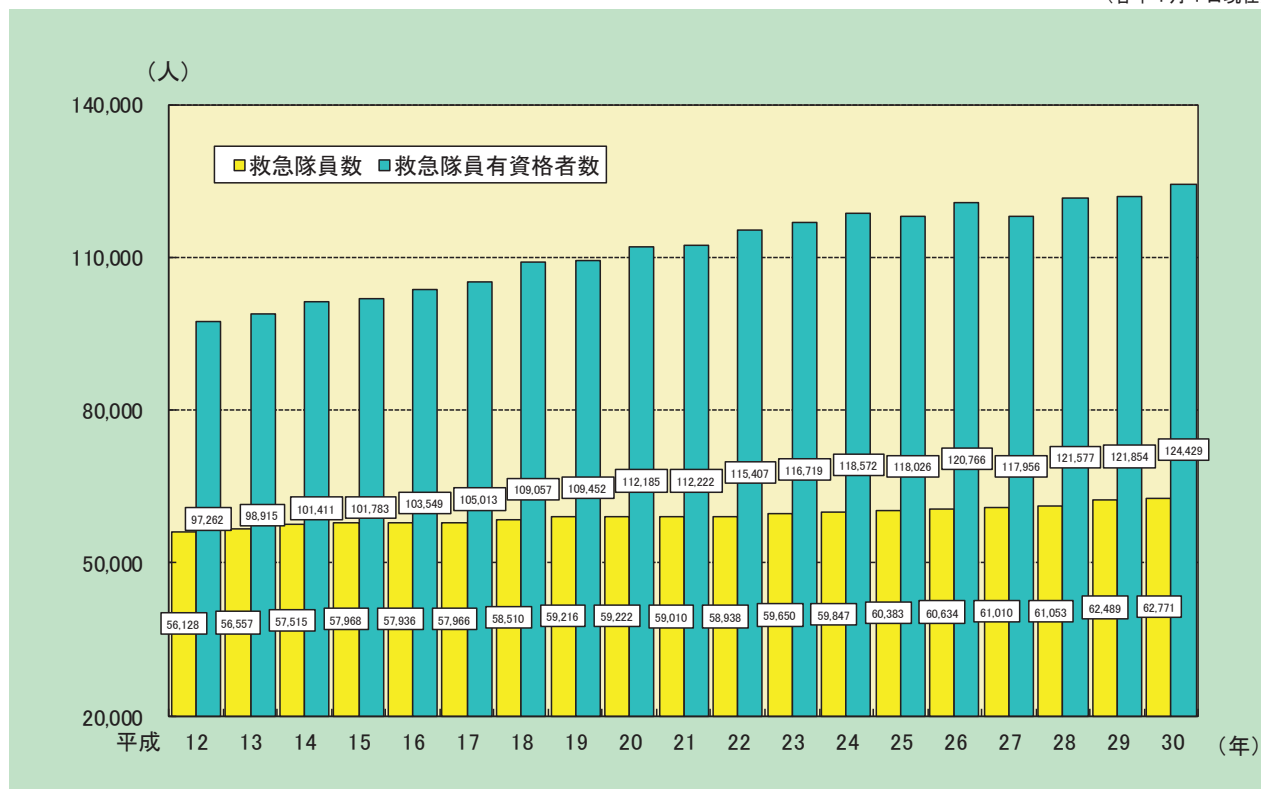
(各年4月1日現在)



(備考) 「救急年報報告」により作成

第2-4-7図 救急隊員数の推移

(各年4月1日現在)



(備考)「救急年報報告」により作成

(2) 救急隊数、救急隊員数及び准救急隊員数

救急隊は、平成 30 年 4 月 1 日現在、5,179 隊（対前年比 39 隊増）設置されている（第 2-4-6 図）。

救急隊員は、人命を救うという重要な任務に従事することから、最低 135 時間の救急業務に関する講習（旧救急Ⅰ課程）を修了した者等とされている。

平成 30 年 4 月 1 日現在、この資格要件を満たす消防職員は全国で 12 万 4,429 人（対前年比 2,575 人増）となっており、このうち 6 万 2,771 人が、救急隊員（専任の救急隊員だけでなく、救急隊員としての辞令が発せられているが、ポンプ自動車等他の消防用自動車と乗換運用している兼任の救急隊員も含む。）として救急業務に従事している（第 2-4-7 図）。

また、救急隊員の資格要件を満たす消防職員のうち、より高度な応急処置が実施できる 250 時間の救急科（旧救急標準課程及び旧救急Ⅱ課程を含む。）を修了した消防職員は、平成 30 年 4 月 1 日現在、全国で 8 万 3,497 人（対前年比 1,537 人増）となっており、このうち 3 万 4,122 人が救急隊員として救急業務に従事している。

なお、救急業務に関する基礎的な講習の課程（92 時間）を修了した常勤の消防職員（消防吏員を除く。）である准救急隊員については、平成 30 年 4 月 1 日

現在、全国で 19 人が救急業務に従事している。

(3) 救急救命士及び救急救命士運用隊の推移

消防庁では、救急業務の高度化に伴い、全ての救急隊に救急救命士が少なくとも 1 人配置される体制を目標に、救急救命士の養成と運用体制の整備を推進している。

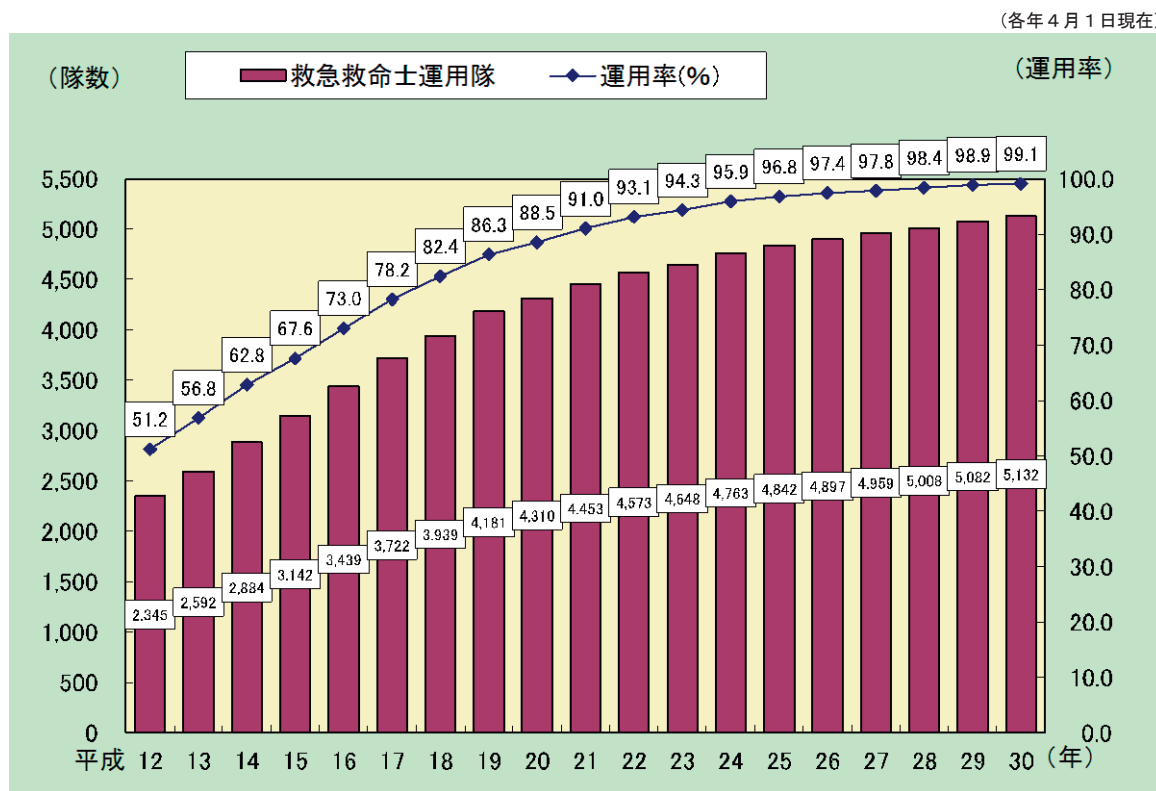
平成 30 年 4 月 1 日現在、救急救命士を運用している消防本部は、全国 728 消防本部のうち 727 本部で、その運用率は 99.9%（前年 99.9%）である。救急救命士を運用している救急隊数は、全国の救急隊 5,179 隊のうち 99.1%（同 98.9%）に当たる 5,132 隊（対前年比 50 隊増）となっており、年々増加している。また、救急救命士の資格を有する消防職員は 3 万 7,143 人（同 1,368 人増）となっているが、このうち 2 万 6,581 人（同 709 人増）が救急救命士として運用されており、年々着実に増加している（第 2-4-8 図、第 2-4-9 図）。

(4) 救急自動車数

全国の消防本部における救急自動車の保有台数は、非常用を含め、平成30年4月1日現在、6,329

台（対前年比58台増）となっている。このうち高規格救急自動車数は全体の96.5%に当たる6,105台（対前年比128台増）となっている。

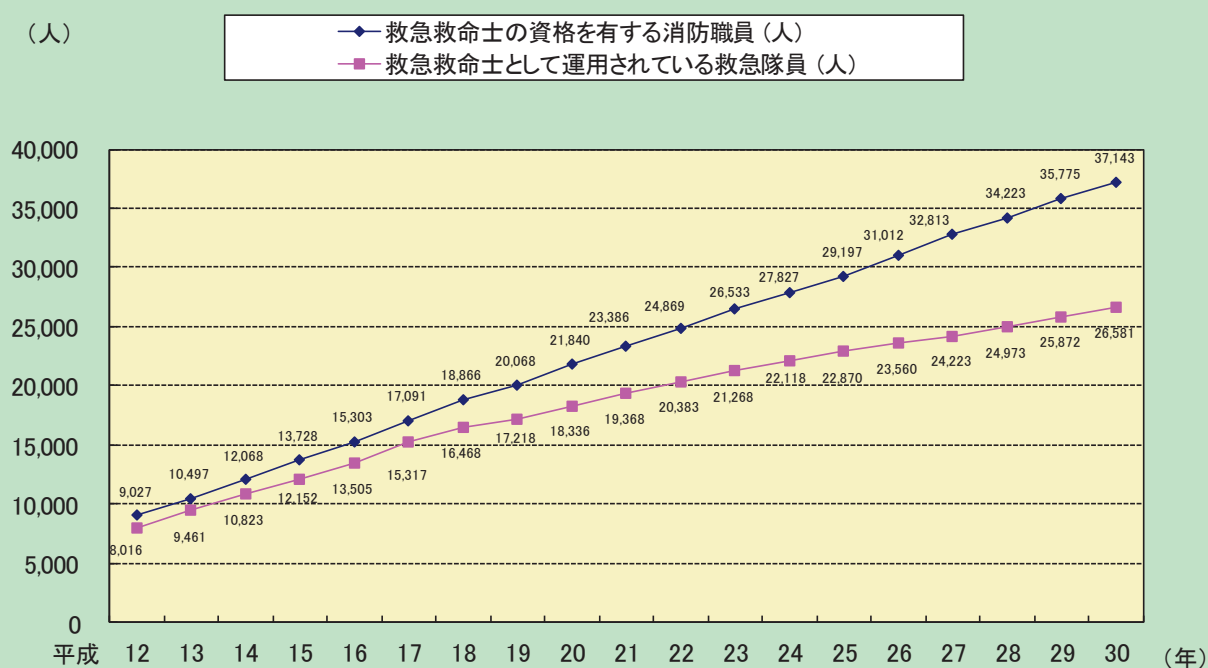
第2-4-8図 救急救命士運用隊の推移



(備考)「救急年報報告」により作成

第2-4-9図 救急救命士の推移

(各年4月1日現在)



(備考)「救急年報報告」により作成

（５）高速自動車国道等における救急業務

高速自動車国道、瀬戸中央自動車道及び神戸淡路鳴門自動車道（以下「高速自動車国道等」という。）における救急業務については、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「高速道路株式会社等」という。）が道路管理業務と一体的に自主救急として処理する責任を有するとともに、沿線市町村においても消防法の規定に基づき処理責任を有しており、両者は相協力して適切かつ効率的な人命救護を行うものとされている。高速自動車国道等における救急業務は、平成 30 年 3 月 31 日現在、供用延長 8,893km の全ての区間について市町村の消防機関により実施されており、高速道路株式会社等においては、救急業務実施市町村に対し、一定の財政負担を行っている。

3. 消防と医療の連携促進

（１）救急搬送における医療機関の受入れ状況

全国各地で救急搬送時の受入れ医療機関の選定に困難を生ずる事案が報告されたことから、消防庁では、平成 19 年 10 月に、平成 16 年中から平成 18 年中までの期間における産科・周産期傷病者搬送の受入れ実態についての調査を初めて実施した。また、平成 19 年中の救急搬送における受入れ状況等実態調査においては、産科・周産期傷病者に加え、重症以上傷病者、小児傷病者及び救命救急センターへの搬送傷病者も対象として調査を実施した。

「平成 29 年中の救急搬送における医療機関の受入れ状況等実態調査」では、平成 28 年中の同調査と比較し、照会回数 4 回以上の事案については、件数は、救命救急センター搬送事案で増加する一方、重症以上傷病者搬送事案、産科・周産期傷病者搬送事案、小児傷病者搬送事案で減少した。割合は全ての類型において減少した（第 2-4-6 表）。

現場滞在時間 30 分以上の事案については、件数は重症以上傷病者搬送事案、救命救急センター事案で増加する一方、産科・周産期搬送傷病者事案、小児傷病者搬送事案で減少した。割合は、産科・周産期搬送傷病者事案、救命救急センター搬送事案で増加し、重症以上傷病者搬送事案は横ばいとなり、小児傷病者搬送事案で減少した（第 2-4-7 表）。

（２）傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準

救急搬送において、受入れ医療機関の選定困難事案が発生している状況を踏まえ、消防庁では平成 21 年、厚生労働省と共同で、都道府県に対する「傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準」（以下「実施基準」という。）の策定、実施基準に関する協議会（以下「法定協議会」という。）の設置の義務付け等を内容とする消防法改正を行った。この改正消防法は、平成 21 年 10 月 30 日に施行され、現在、全ての都道府県において法定協議会が設置され、実施基準も策定されているところである。各都道府県は、法定協議会において実施基準に基づく傷病者の搬送及び受入れの実施状況を調査・検証した上で、その結果を実施基準の改善等に結び付けていくことが望まれる。

消防庁としては、各都道府県の取組状況や課題を把握するとともに、効果的な運用を図っている地域の実施事例等を広く把握・紹介するなどして、フォローアップに取り組んでいる。

各都道府県や地域において、消防機関と医療機関（救急以外の診療科も含む。）をはじめ、医療機関相互、さらには、地域の実情に応じて、保健所、福祉、警察等の関係機関等が一堂に会し、搬送と受入れの実態について、事後検証等を通じて徹底的な議論を行い、問題意識を共有するとともに、日常的に「顔の見える関係」を構築する中で、円滑な搬送と受入れに向けて、より具体的・効果的なルール作り（実施基準の改定等）を行っていくことが重要であり、各団体において、更なる取組を図っていくことが求められる。消防庁としても、引き続き、都道府県の法定協議会における実施基準の運用改善や見直しの議論に資するよう、必要な調査や情報提供を行うこととしている。

なお、消防法が改正され、実施基準に基づく救急搬送が実施されたことを踏まえ、地域における救急医療体制の強化のため、地方公共団体が行う私的二次救急医療機関^{*8}への助成に係る経費について、特別交付税による地方財政措置を講じている。

*8 二次医療機関のうち、国公立医療機関及び公的医療機関以外の救急告示医療機関のこと。

第2-4-6表 医療機関への受入れ照会回数4回以上の事案の推移

	平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
重症以上傷病者搬送事案	15,132	3.4%	14,114	3.2%	11,754	2.7%	10,039	2.3%	9,834	2.2%
産科・周産期傷病者搬送事案	678	4.3%	617	3.8%	549	3.7%	540	3.5%	475	3.3%
小児傷病者搬送事案	9,528	2.7%	8,708	2.4%	8,570	2.4%	7,527	2.0%	6,442	1.7%
救命救急センター搬送事案	27,528	3.9%	26,740	3.6%	25,411	3.3%	20,248	2.6%	20,262	2.5%

(備考) 1 「平成29年中の救急搬送における医療機関の受入れ状況等実態調査」により作成

2 重複あり

3 割合については、それぞれの種類の総搬送人員に対する割合

第2-4-7表 現場滞在時間30分以上の事案の推移

	平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
重症以上傷病者搬送事案	23,950	5.4%	23,500	5.3%	22,379	5.2%	22,104	5.0%	22,620	5.0%
産科・周産期傷病者搬送事案	1,333	8.4%	1,267	7.8%	1,194	7.9%	1,161	7.5%	1,112	7.8%
小児傷病者搬送事案	11,986	3.5%	11,423	3.2%	12,039	3.4%	12,237	3.2%	11,515	3.1%
救命救急センター搬送事案	41,777	5.9%	45,208	6.1%	47,030	6.1%	40,213	5.1%	42,491	5.2%

(備考) 1 「平成29年中の救急搬送における医療機関の受入れ状況等実態調査」により作成

2 重複あり

3 割合については、それぞれの種類の総搬送人員に対する割合

(3) 救急医療体制

傷病者の主な搬送先となる救急病院及び救急診療所の告示状況は、平成30年4月1日現在、全国で4,191か所となっている。

初期救急医療体制としては、休日・夜間の初期救急医療の確保を図るための休日夜間急患センターが563か所(平成29年3月31日現在)、第二次救急医療体制としては、病院群輪番制病院及び共同利用型病院が2,896か所(平成29年3月31日現在)、第三次救急医療体制としては、救命救急センターが289か所(平成30年9月24日現在)整備されている。また、救命救急センターのうち広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病傷病者に対応できる高度救命救急センターは、41か所(平成30年9月24日現在)整備されている。

救急告示制度による救急病院及び救急診療所の認定と初期・第二次・第三次救急医療体制の整備については、都道府県知事が定める医療計画の下で一元的に実施されている。

これらの救急医療体制の下、消防法の規定により都道府県が策定する実施基準では、傷病者の状況に応じた医療の提供が可能な医療機関のリストが作成されており、消防機関はそのリストを活用して、救急搬送業務を行っている。

(略)

第5節

救助体制

1. 救助活動の実施状況

(1) 救助活動件数及び救助人員の状況

消防機関が行う人命の救助とは、火災、交通事故、水難事故、自然災害、機械による事故等から、人力や機械力等を用いてその危険状態を排除し、被災者等を安全な場所に搬送する活動をいう。

平成29年中における全国の救助活動の実施状況は、救助活動件数5万6,315件(対前年比833件減、1.5%減)、救助人員(救助活動により救助された人員をいう。)5万7,664人(同291人減、0.5%減)である(第2-5-1表)。

第2-5-1表 救助活動件数及び救助人員の推移

区分 年	救助活動件数		救助人員	
	件数	対前年増減比(%)	人員	対前年増減比(%)
平成25年中	56,915	1.4	57,659	△2.8
平成26年中	56,695	△0.4	57,809	0.3
平成27年中	55,966	△1.3	59,190	2.4
平成28年中	57,148	2.1	57,955	△2.1
平成29年中	56,315	△1.5	57,664	△0.5

(備考) 1 「救助年報報告」により作成

2 消防本部・署を設置しない市町村の消防団の活動件数等も含めている。本節の以下のデータにおいても同じ。

この減少の主な要因は、「建物等による事故」における救助活動件数(対前年比780件減、3.3%減)及び救助人員(対前年比608人減、2.8%減)が減少したことである。

(2) 事故種別ごとの救助活動の状況

事故種別ごとの救助活動状況をみると、救助活動件数及び救助人員ともに「建物等による事故」と「交通事故」において高い数値のまま推移している。

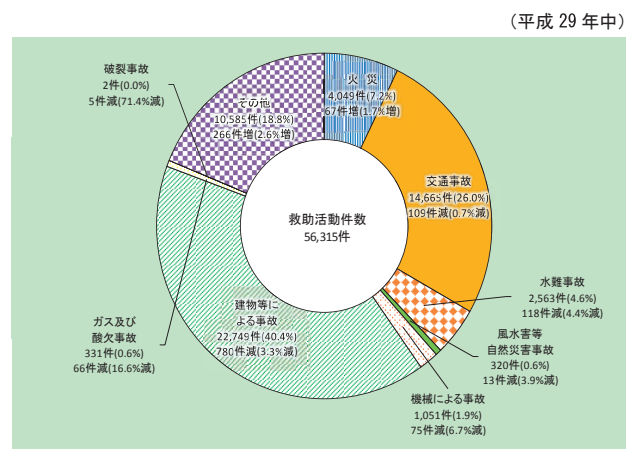
なお、「建物等による事故」については、救助活動件数において、平成20年以降最多の事故種別となっており、救助人員においても、平成25年以降最多の事故種別となっている。

救助出動人員(救助活動を行うために出動した全ての人員をいう。)は、延べ140万2,360人である。このうち、消防職員の出動人員は延べ132万6,912人であり、「建物等による事故」による出動が29.1%、

「交通事故」による出動が26.5%となっている。一方、消防団員の出動人員は、延べ7万5,448人であり、「火災」による出動が71.4%となっている。

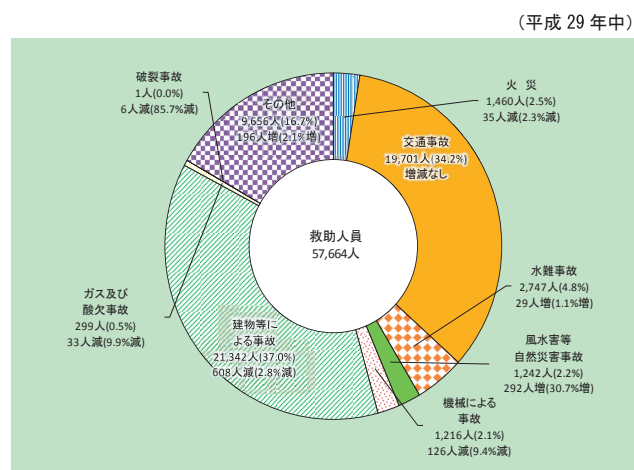
次に、救助活動人員(救助出動人員のうち実際に救助活動を行った人員をいう。)は、延べ57万1,691人であり、救助活動1件当たり10.2人が従事したこととなる。また、事故種別ごとの救助活動1件当たりの従事人員は、緊急消防援助隊の出動状況により年によって大きく増減する「風水害等自然災害事故」を除くと、「火災」の16.5人が最も多く、次いで「水難事故」の14.8人となっている(第2-5-1図、第2-5-2図、第2-5-2表)。

第2-5-1図 事故種別救助活動件数の状況



(備考)「救助年報報告」により作成

第2-5-2図 事故種別救助人員の状況



(備考)「救助年報報告」により作成

第2-5-2表 事故種別救助出動及び活動の状況

(平成29年中)

区分	事故種別	火災	交通事故	水難事故	風水害等 自然災害事故	機械による 事故	建物等による 事故	ガス及び 酸欠事故	破裂事故	その他	計
救助活動件数		4,049 (7.2)	14,665 (26.0)	2,563 (4.6)	320 (0.6)	1,051 (1.9)	22,749 (40.4)	331 (0.6)	2 (0.0)	10,585 (18.8)	56,315 (100.0)
救助人員		1,460 (2.5)	19,701 (34.2)	2,747 (4.8)	1,242 (2.2)	1,216 (2.1)	21,342 (37.0)	299 (0.5)	1 (0.0)	9,656 (16.7)	57,664 (100.0)
消防職員	救助出動人員	140,354 (10.6)	351,263 (26.5)	73,899 (5.6)	17,231 (1.3)	24,224 (1.8)	386,722 (29.1)	10,503 (0.8)	82 (0.0)	322,634 (24.3)	1,326,912 (100.0)
	救助活動人員	56,309 (10.1)	147,999 (26.6)	36,322 (6.5)	15,087 (2.7)	10,581 (1.9)	191,889 (34.4)	3,584 (0.6)	17 (0.0)	95,475 (17.1)	557,263 (100.0)
消防団員	救助出動人員	53,894 (71.4)	1,430 (1.9)	3,040 (4.0)	144 (0.2)	125 (0.2)	2,239 (3.0)	100 (0.1)	20 (0.0)	14,456 (19.2)	75,448 (100.0)
	救助活動人員	10,356 (71.8)	138 (1.0)	1,676 (11.6)	113 (0.8)	7 (0.0)	60 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	2,078 (14.4)	14,428 (100.0)
1件当たりの救助活動人員		16.5	10.1	14.8	47.5	10.1	8.4	10.8	8.5	9.2	10.2

(備考) 1 「救助年報報告」により作成

2 ()内は構成比(%)。単位未満四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

3 「救助出動人員」とは、救助活動を行うために出動したすべての人員をいう。

4 「救助活動人員」とは、救助出動人員のうち実際に救助活動を行った人員をいう。

5 「建物等による事故」とは、建物、門、柵、へい等建物に付帯する施設又はこれらに類する工作物の倒壊による事故、建物等内に閉じ込められる事故、建物等に挟まれる事故等をいう。

6 「その他」とは、上記事故種別以外の事故で、消防機関による救助を必要としたものをいう。

2. 救助活動の実施体制

(1) 救助隊数及び救助隊員数

救助隊は、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令(昭和61年自治省令第22号)」(以下「救助省令」という。)に基づき、消防本部及び消防署を置く市町村等に設置される。人命の救助に関する専門的な教育(140時間)を受けた隊員、救助活動に必要な救助器具及びこれらを積載した救助工作車等によって構成され、救助隊、特別救助隊、高度救助隊及び特別高度救助隊^{*1}の4つに区分される。

平成30年4月現在、711消防本部に1,432隊設置されており、救助隊員は2万4,473人となっている。1消防本部当たり約2.0隊の救助隊が設置され、1隊に17.1人の救助隊員が配置されていることとなる。消防本部数は広域化により減少しているが、救助隊数は増加傾向にある。

(2) 救助活動のための救助器具等の保有状況

救助活動のための救助器具等には、油圧スプレッダー等の重量物排除用器具、油圧切断機等の切断用器具及び可燃性ガス測定器等の検知・測定用器具等があり、発生が懸念されている大規模地震災害やテロ災害に備えて、より高度かつ専門的な機能が必要とされているため、消防庁として、緊急消防援助隊設備整備費補助金及び地方交付税措置を講じることにより、その整備の促進を図っている(第2-5-3表)。

3. 全国消防救助技術大会の実施

救助活動に必要な体力、精神力、技術力を養うとともに、全国の救助隊員が一同に会し、競い、学ぶことを通じて他の模範となる救助隊員を育成することを目的に、昭和47年(1972年)から全国消防

第2-5-3表 救助活動のための救助器具の保有状況及び救助隊が搭乗する車両

(平成30年4月1日現在)

主な救助器具	省令別表第1	三連はしご	救命素発射銃	油圧スプレッダー	油圧切断機	可搬ウィンチ	エンジンカッター	チェーンソー	ガス溶断器	可燃性ガス測定器	空気呼吸器	簡易画像探索機
	第1	7,631	1,848	2,162	2,000	4,396	6,388	6,796	1,311	5,748	50,298	932
	省令別表第2	マット型空気ジャッキ	大型油圧スプレッダー	大型油圧切断機	削岩機	空気鋸	ロープ登降機	ハンマドリル	送排風機	酸素呼吸器		
	第2	2,740	2,243	2,247	1,672	1,910	3,022	1,651	2,245	3,424		
搭乗車両	省令別表第3	画像探索機	地中音響探知機	熱画像直視装置	夜間用暗視装置	地震警報器	電磁波探査装置	二酸化炭素探査装置	水中探査装置			
	第3	617	326	1,402	350	212	120	63	84			
搭乗車両	救助工作車	はしご車	屈折はしご車	消防ポンプ車	水槽付ポンプ車	化学車	特殊災害自動車	その他	計			
		1,237	406	99	255	395	121	23	466	3,002		

(備考) 「救助年報報告」により作成

*1 救助省令に基づき、人口10万人以上の消防常備市町村には、特別救助隊が設置され、中核市等では1以上の特別救助隊を高度救助隊とし、また、東京消防庁及び政令指定都市では、1以上の高度救助隊を特別高度救助隊とすることとされている。

救助技術大会が、災害等により中止となった年を除き毎年開催されている（主催：一般財団法人全国消防協会、後援：消防庁ほか）。

全国消防救助技術大会は、陸上の部と水上の部に分かれており、それぞれの部に隊員一人一人が基本的な技能を練磨する「基礎訓練」、隊員個人の技能とともに隊員間の連携を練磨する「連携訓練」、さらに、使用する資機材や訓練要領等を定めず出場隊員の創意工夫のもと訓練想定から救助方法までを披露する「技術訓練」が行われる。

平成30年8月24日に京都府京都市で開催される予定であった第47回大会は、台風の接近に伴い中止となった。第48回大会は岡山県岡山市で開催される。

(略)

- *2 特殊災害対応自動車：NBC 災害に対応するため各種検知器や防護服などを積載することができる構造を有する車両
- *3 大型除染システム搭載車：NBC 災害において隊員及び曝露者などを除染するために、1 時間に 200 人以上除染できる大型除染システムを積載した車両
- *4 化学剤遠隔検知装置：日中・夜間問わず最大 5km 離れた場所から、化学剤を瞬時に識別し可視化できる装置
- *5 ウォーターカッター装置：研磨剤を含む高圧の水流により切断を行う器具。切断時に火花が発生しないため危険物や可燃性ガスが充満した場所でも使用可能
- *6 大型ブローア装置：車両積載の高性能大型排煙機。排煙と同時に噴霧消火等も可能
- *7 大規模震災用高度救助車：一般の救助工作車よりも小型な車両 2 台で 1 組とし、震災対応に特化した資機材を搭載する車両
- *8 重機：がれき、土砂などの障害物を除去することにより、道路の啓開や救助隊等と連携した効果的な救助活動を行う機械
- *9 火山対応型山岳救助資機材キット：噴火災害時において、活動が困難な救助現場に対処するため、火山性ガス検知器や防毒マスク、山岳用資機材をセットにしたもの

第7節

広域消防応援と緊急消防援助隊

1. 消防の広域応援体制

(略)

2. 緊急消防援助隊

(1) 緊急消防援助隊の創設と消防組織法改正による法制化

ア 緊急消防援助隊の創設

緊急消防援助隊は、平成7年(1995年)1月17日の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、全国の消防本部の協力を得て、同年6月に創設された。

この緊急消防援助隊は、平常時においては、それぞれの地域における消防責任の遂行に全力を挙げる一方、いったん我が国のどこかにおいて大規模災害が発生した場合には、消防庁長官の求め又は指示により、全国から当該災害に対応するための消防部隊が被災地に集中的に出動し、人命救助等の消防活動を実施するシステムである。

第2-7-1表 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空応援の出動実績（過去20年間）

平成30年11月1日現在 単位：件

年 (平成)	出動実績	出動種別							
		林野火災	林野火災 以外の火災	風水害	爆発災害	地震災害	火山災害	航空機事故	その他の 災害
11	18	15	1	2					
12	23	21				1	1		
13	32	31						1	
14	38	38							
15	24	18	2	1		2			1
16	27	21		5		1			
17	20	18				1			1
18	8	6	2						
19	13	12		1					
20	10	10							
21	21	18		2					1
22	16	12		2				1	1
23	28	23		5					
24	7	5		2					
25	20	17		2		1			
26	36	19							17
27	10	10							
28	5	3		1		1			
29	7	5		1				1	
30	13	12						1	
計	376	314	5	24	0	7	1	4	21

発足当初、緊急消防援助隊の規模は、救助部隊、救急部隊等からなる全国的な消防の応援を実施する消防庁登録部隊が376隊、消火部隊等からなる近隣都道府県間において活動する県外応援部隊が891隊、合計で1,267隊であった。平成13年1月には、緊急消防援助隊の出動体制及び各種災害への対応能力の強化を行うため、消火部隊についても登録制を導入した。

さらに、複雑・多様化する災害に対応するため、石油・化学災害、毒劇物・放射性物質災害等の特殊災害への対応能力を有する特殊災害部隊、消防防災ヘリコプターによる航空部隊及び消防艇による水上部隊を新設したことから、8部隊、1,785隊となった。

イ 平成15年消防組織法改正による法制化

東海地震を始めとして、東南海・南海地震、首都直下地震等の切迫性やNBCテロ災害等の危険性が指摘され、こうした災害に対しては、被災地の市町村はもとより当該都道府県内の消防力のみでは、迅速・的確な対応が困難な場合が想定される。そこで、全国的な観点から緊急対応体制の充実強化を図るため、消防庁長官に所要の権限を付与することとし、併せて、国の財政措置を規定すること等を内容とする消防組織法の一部を改正する法律が、平成15年

に成立し、平成16年から施行された。

(ア) 法改正の主な内容

法改正の主な内容は、緊急消防援助隊の法律上の明確な位置付けと消防庁長官の出動の指示権の創設、緊急消防援助隊に係る基本計画の策定及び国の財政措置となっている。

(イ) 法律上の位置付けと消防庁長官の出動指示

創設以来、要綱に基づき運用がなされてきた緊急消防援助隊は、この法改正により、消防組織法上明確に位置付けられた。また、東海地震等の大規模な災害で2以上の都道府県に及ぶもの、NBC災害等の発生時には、消防庁長官は、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置を「指示」することができるものとされた。この指示権の創設は、まさに国家的な見地から対応すべき大規模災害等に対し、緊急消防援助隊の出動指示という形で、被災地への消防力の投入責任を国が負うこととするものであり、東日本大震災という未曾有の大災害に際し、創設後初めて行使した。

(ウ) 緊急消防援助隊に係る基本計画の策定等

法律上、総務大臣は「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（以下「基本計画」という。）を策定することとされた。

この基本計画は、平成16年2月に策定され、緊急

消防援助隊を構成する部隊の編成と装備の基準、出動計画、必要な施設の整備目標等を定め、策定当初は緊急消防援助隊の部隊を平成20年度までに3,000隊登録することを目標としていた。

(エ) 緊急消防援助隊に係る国の財政措置

消防庁長官の指示を受けた場合には、緊急消防援助隊の出動が法律上義務付けられることから、出動に伴い新たに必要となる経費については、地方財政法第10条の国庫負担金として、国が負担することとしている。

また、基本計画に基づいて整備される施設の整備については、「国が補助するものとする」と法律上明記されるとともに、対象施設及び補助率（2分の1）については政令で規定されている（第2-7-2表）。

(オ) 緊急消防援助隊用装備等の無償使用

緊急消防援助隊の部隊編成上必要な装備等のうち、地方公共団体が整備・保有することが費用対効果の面からいって非効率的なものについては、国庫補助をしても整備の進展を期待することは難しい。大規模・特殊災害時における国の責任を果たすためには、その速やかな整備が必要な装備等もある。こうした装備等については、国が整備し緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に対して無償で使用させることができることとした。

ウ 平成20年消防組織法改正による機動力の強化

東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模地震に対する消防・防災体制の更なる強化を図るため、緊急消防援助隊の機動力の強化等を内容とする消防組織法の一部を改正する法律が平成20年に成立し、施行された。

(ア) 法改正の主な内容

法改正の主な内容は、災害発生市町村において既に活動している緊急消防援助隊に対する都道府県知事の出動指示権の創設、消防応援活動調整本部の設置及び消防庁長官の緊急消防援助隊の出動に係る指示要件の見直しとなっている。

(イ) 都道府県知事の出動指示権の創設

都道府県の区域内に災害発生市町村が2以上ある場合において、緊急消防援助隊行動市町村以外の災害発生市町村の消防の応援等に関し緊急の必要があると認めるとき、都道府県知事は、緊急消防援助隊行動市町村において活動している緊急消防援助隊に対し、出動することを指示することができるものとされた。これは、平成16年新潟・福島豪雨災害や平成16年新潟県中越地震において、県内において市町村境界を越える部隊の移動が行われたことなどを踏まえ、制度を整備したものである。なお、都道府県境界を越える場合は、2以上の都道府県に及ぶ調整となることから、消防庁長官が行うこととされた。

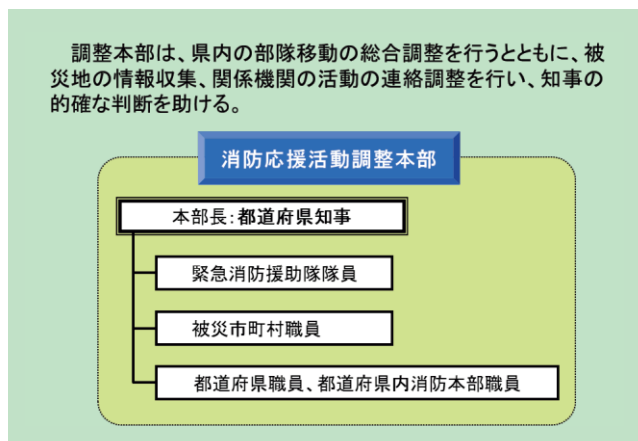
(ウ) 消防応援活動調整本部の設置

(イ)の都道府県知事の指示が円滑に行われるよう、緊急消防援助隊が消防の応援等のために出動したときは、都道府県知事は、消防の応援等の措置の総合調整等を行う消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置するものとされた。調整本部は、都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する消防の応援等のための措置の総合調整に関する事務及びこの総合調整の事務を円滑に実施するための自衛隊、警察等の関係機関との連絡に関する事務をつかさどることとされた（第2-7-1図）。

第2-7-2表 平成15年消防組織法改正による緊急消防援助隊の法制化

		改正前	改正後
緊急消防援助隊の位置付け		緊急消防援助隊要綱	消防組織法
編成、装備の基準、基本的な出動計画		緊急消防援助隊要綱	総務大臣の策定する基本計画
消防庁長官の関与		措置の求め	①措置の求め ②指示 （東海地震等大規模災害、NBC災害）
財政措置等	活動経費	特別交付税等	国庫負担金 （指示による活動の場合、活動による増加経費・新規の経費については、国が負担）
	施設及び設備	奨励的補助金（補助率原則1/3）	義務的補助金（補助率1/2）
	国有財産、物品の使用	有償貸付等	無償での使用許可

第2-7-1 図 消防応援活動調整本部の組織



(エ) 消防庁長官による緊急消防援助隊出動指示要件の見直し

活断層等により局地的に甚大な被害をもたらす地震の危険性が指摘されている。従来は2以上の都道府県に及ぶ大規模災害のみとされていたものが、1つの都道府県のみで大規模な災害が発生した場合であっても、当該災害に対処するために特別の必要があると認められるときは、消防庁長官は、災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを指示することができるものとされた。

(2) 緊急消防援助隊の編成及び出動計画等

緊急消防援助隊の編成及び出動計画等については、総務大臣が定める基本計画に定められているが、その概要は以下のとおりである。

ア 緊急消防援助隊の編成

(ア) 指揮支援部隊

指揮支援部隊は、大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、消防庁長官、関係のある都道府県の知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする。

(イ) 都道府県大隊

都道府県大隊は、当該都道府県又は当該都道府県内の市町村に設置された、都道府県大隊指揮隊、消防中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、航空中隊、水上中隊、特殊災害中隊及び特殊装備中隊のうち被災地において行う消防の応援等に必要な中隊をもって編成する(第2-7-2図)。

(ウ) 統合機動部隊

統合機動部隊は、大規模災害又は特殊災害の発生後、都道府県大隊長の指示を受けて迅速に先遣出動し、後続する都道府県大隊の円滑な活動に資する情報収集及び提供を行うとともに、被災地において消防活動を緊急に行うことを任務とする。

(エ) エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)

エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート、化学プラント等のエネルギー・産業基盤が立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする。

イ 出動計画

(ア) 基本的な出動計画

大規模災害等の発災に際し、消防庁長官は情報収集に努めるとともに、被災都道府県知事等と密接な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の要否を判断し、消防組織法第44条の規定に基づき、出動の求め又は指示の措置をとることとされている。この場合において迅速かつ的確な出動が可能となるよう、あらかじめ出動計画が定められている。

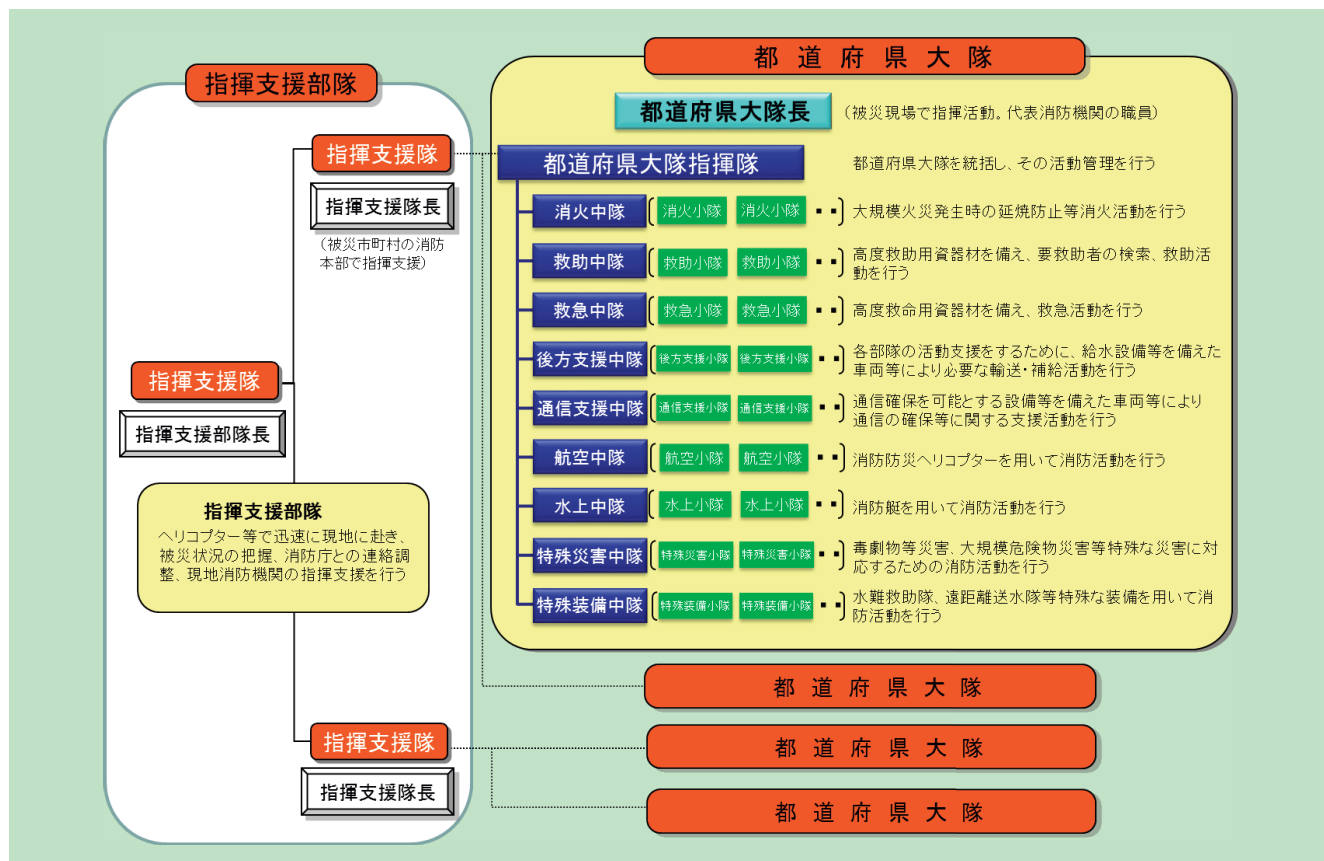
具体的には、災害発生都道府県ごとに、その隣接都道府県を中心に応援出動する都道府県大隊を「第一次出動都道府県大隊」とし、災害の規模により更に応援を行う都道府県大隊を「出動準備都道府県大隊」として指定している。

(イ) 大規模地震発生時における迅速出動基準

大規模地震時には、通信インフラ等の障害発生や全体の被害状況把握に相当の時間を要することなどを踏まえ、緊急消防援助隊が被災地へ迅速に出動して、消火・救助・救急活動等により人命救助を効果的に行うことができるようにする必要がある。

このため「消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の出動の求め」の準備行為を、消防庁長官が全国の都道府県知事及び市町村長にあらかじめ行っておき、大規模地震の発生と同時に出動することなどを内容とする「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」を平成20年7月に策定した。なお、平成27年3月、同実施要綱は「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に規定した。

第2-7-2図 緊急消防援助隊の部隊編成



(略)

(ウ) 東海地震等における出動計画

東海地震、南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模地震については、複数の都道府県に及ぶ著しい地震被害が想定され、第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊だけでは消防力が不足すると考えられることから、全国規模での緊急消防援助隊の出動を行うこととしている。

そのため、東海地震、南海トラフ地震、首都直下地震等を想定して、中央防災会議における対応方針・被害想定等を踏まえ、それぞれの発災時における緊急消防援助隊アクションプランを策定している（第2-7-6図）。

例えば、南海トラフ地震の場合、平成28年3月に策定した南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプランにおいて、被災の状況等を踏まえ、あらかじめ作成した4パターンの応援編成計画に基づき、重点受援県に指定されている10県以外の37都道府県の応援先を決定し、応援可能な全ての緊急消防援助隊を一斉に迅速投入することとしている。

また、平成29年3月に策定した首都直下地震に

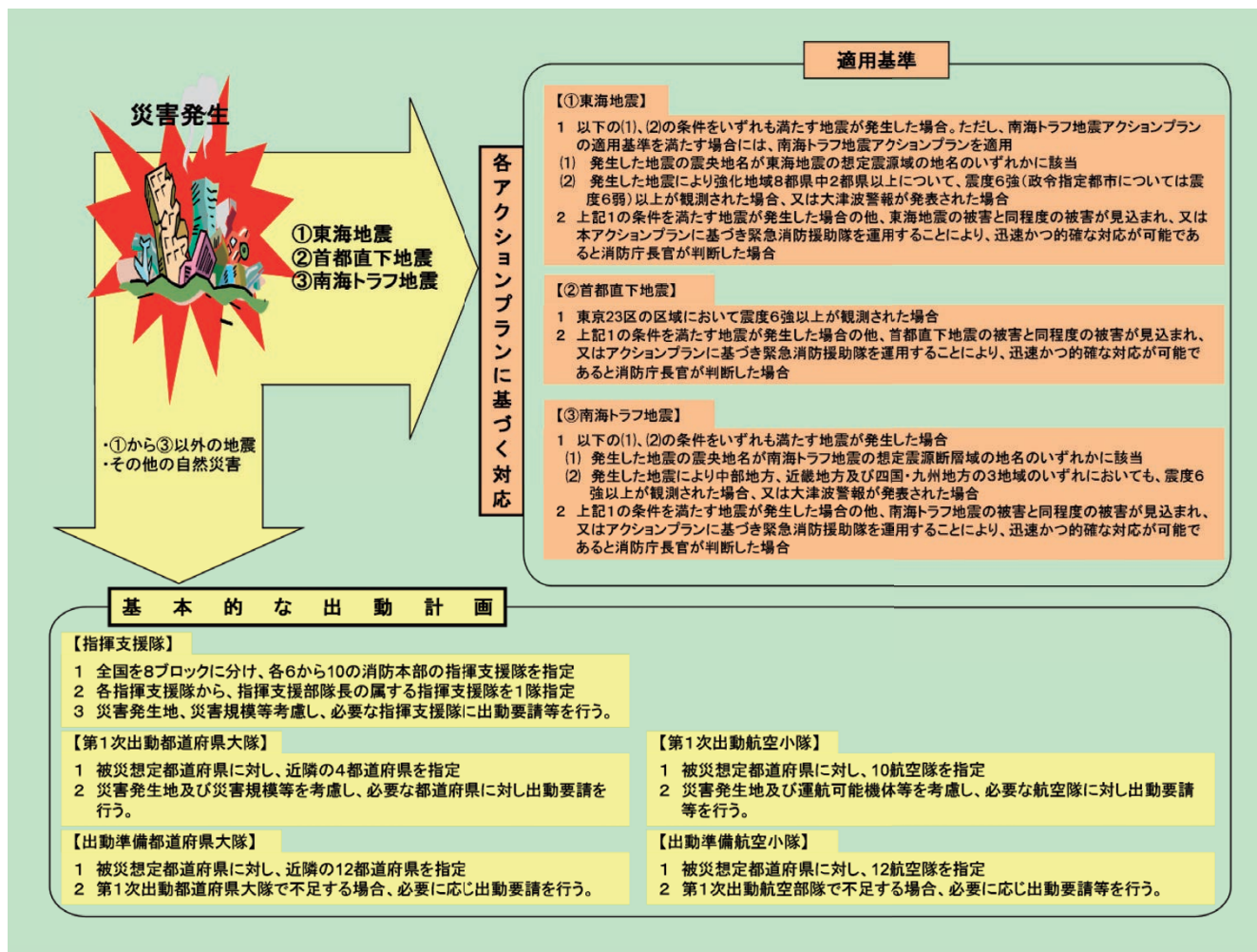
おけるアクションプランにおいても、受援都道府県に指定されている4都県以外の43道府県の応援先を決定し、応援可能な全ての緊急消防援助隊を一斉に迅速投入することとしている。

南海トラフ沿いの地震については、平成29年9月に南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループの報告において、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の方向性が示されたことを受け、南海トラフに対する新たな防災対応が定められるまでの当面の対応として、平成30年3月に東海地震における緊急消防援助隊運用方針の全部を改定し、アクションプランに改めた。

(エ) 都道府県等における応援計画

各都道府県は、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況を踏まえて、都道府県大隊等の編成、集結場所、情報連絡体制等、緊急消防援助隊が迅速に被災地に出動するに当たって必要な事項を都道府県内の消防機関と協議の上、「緊急消防援助隊応援等実施計画」を策定している。

第2-7-6図 緊急消防援助隊の基本的な出動とアクションプラン



ウ 受援計画

各都道府県は、自らが被災地となる場合を想定して、平時から調整本部及び航空運用調整班の運営方法をはじめ、進出拠点、宿営場所、燃料補給基地等、緊急消防援助隊の受入れに当たって必要な事項を都道府県内の消防機関と協議の上、「緊急消防援助隊受援計画」を策定している。

また、各消防本部についても、同様に自らの地域において緊急消防援助隊を受入れるため、都道府県が策定する受援計画及び都道府県地域防災計画の内容と整合性を図りつつ受援計画を策定する必要がある。

（３）緊急消防援助隊の登録隊数及び装備

ア 登録隊数

緊急消防援助隊は、消防組織法第 45 条第 4 項の定めにより、都道府県知事又は市町村長の申請に基づき、消防庁長官が登録することとされている。

平成 7 年（1995 年）9 月に 1,267 隊で発足した緊急消防援助隊は、その後、災害時における活動の重要性がますます認識され、登録数が増加し、平成 30

年 4 月 1 日現在では全国 725 消防本部（全国の消防本部の約 99%）等から 5,978 隊の登録となり、平成 29 年 4 月 1 日の登録数（5,658 隊）より 320 隊増加した）。

なお、平成 26 年 3 月には、東日本大震災を上回る被害が想定される南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害に備え、大規模かつ迅速な部隊投入のための体制整備が不可欠であることから、基本計画を改正し、平成 30 年度末までの登録目標隊数を、おおむね 4,500 隊規模からおおむね 6,000 隊規模へと大幅に増隊することとした。

イ 装備等

緊急消防援助隊の装備等については、発足当初から、消防庁において基準を策定するとともに、平成 15 年の法制化以降は、基本計画でこれを定め、その充実を図ってきた。平成 18 年からは緊急消防援助隊施設整備費補助金により国庫補助措置を講じ、災害対応特殊消防ポンプ自動車、救助工作車、災害対応特殊救急自動車等及び活動部隊が被災地で自己完結的に活動するために必要な支援車並びにファ

（略）

イバースコープ等の高度救助用資機材等の整備を推進している。

また、消防組織法第 50 条の規定による無償使用制度を活用し、エネルギー・産業基盤対応型消防水利システム、津波・大規模風水害対策車、拠点機能形成車等、緊急消防援助隊の部隊活動及び後方支援活動に必要な装備等の一部を消防本部等に配備している（第 2-7-3 表）。

さらに、平成 23 年度に創設された緊急防災・減災事業債（100% 充当、交付税率 70%）において、平成 25 年度から新たに「緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等」及び「緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設」にも対象事業が拡大された。

平成 26 年度には「消防防災施設整備費補助金」の補助対象として、ヘリコプター離着陸場、資機材保管等施設及び自家給油施設から構成される救助活動等拠点施設が加えられ、緊急消防援助隊が自立的に救助活動を行える拠点施設の整備を促進している。

消防庁では、緊急消防援助隊の効率的な活動を実施するため、引き続き計画的な装備等の充実強化を図ることとしている。

（略）

第2-7-3表 消防組織法第50条の無償使用制度による主な配備車両等

配備年度 (平成)	配備車両等	配備数
17	ヘリコプター	1機
18	大型ブローア装置搭載車	5台
	ウォーターカッター装置搭載車	5台
19	大型除染システム搭載車	5台
20	特別高度工作車	5台
	燃料補給車	6台
21	ヘリコプター動態管理システム	8式
	特殊災害対応自動車	10台
	特別高度工作車	9台
	大型除染システム搭載車	8台
	燃料補給車	2台
	海水利用型消防水利システム	2式
22	ヘリコプター動態管理システム	2式
	赤外線カメラ	1機
	支援車Ⅰ型	47台
	海水利用型消防水利システム	3式
23	ヘリコプター	2機
24	人員輸送車	47台
	資機材搬送車	46台
	全地形対応車	1組
	無線中継車	21台
	大規模震災用高度救助車	3組
	重機及び重機搬送車	19組
	都道府県指揮隊車	45台
	燃料補給車	30台
	支援車Ⅰ型	17台
	海水利用型消防水利システム	1式
	特殊災害対応自動車	1台
	特殊災害工作車	2台
	大型除染システム搭載車	4台
	ヘリコプター動態管理システム	11式
	ヘリサットシステム	1式
25	拠点機能形成車	6台
	津波・大規模風水害対策車	15台
	機動連絡車	33台
	ヘリコプター	2機
	ヘリコプター動態管理システム	4式
	ヘリサットシステム	4式
26	ヘリサット用カメラ	3式
	拠点機能形成車	4台
	津波・大規模風水害対策車	2台
	エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム	2式
27	ヘリコプター動態管理システム	4式
	拠点機能形成車	2台
	津波・大規模風水害対策車	2台
	エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム	2式
	消防活動用偵察システム(無人ヘリ)	2式
	重機及び重機搬送車	3組
	大型除染システム搭載車	1台
28	ヘリコプター動態管理システム	6式
	拠点機能形成車	2台
	津波・大規模風水害対策車	3台
	エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム	2式
	大型除染システム搭載車	1台
29	ヘリコプター動態管理システム	5式
	拠点機能形成車	2台
	エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム	2式
	無線中継車	3台
	大型除染システム搭載車	1台
30 ※	燃料補給車	9台
	ヘリテレ受信機	23式
	拠点機能形成車	6台
	津波・大規模風水害対策車	6台
	エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム	4式
	全地形対応車Ⅱ型及び搬送車	2台
	情報収集活動ドローン	18式
	化学剤遠隔検知装置	3台

(備考) ※については、平成30年度中に配備予定



津波・大規模風水害対策車



拠点機能形成車

(略)

附属資料 1-1-2 都道府県別火災損害状況

(平成 29 年中)

区分	出 火 件 数							焼 損 棟 数				
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	計	全焼	半焼	部分焼	ぼや
北海道	1,692	1,046	20	307	5	0	314	1,315	295	95	391	534
青森	443	277	23	43	2	0	98	438	132	25	146	135
岩手	421	249	45	29	0	0	98	444	185	17	152	90
宮城	724	362	28	95	0	0	239	614	195	25	152	242
秋田	266	166	19	30	0	0	51	305	109	24	95	77
山形	336	187	23	30	1	1	94	296	98	20	95	83
福島	597	333	42	87	0	0	135	495	175	23	145	152
茨城	1,154	582	35	123	1	2	411	1,005	353	57	262	333
栃木	752	367	33	85	0	0	267	625	211	32	219	163
群馬	794	375	18	95	0	1	305	665	217	47	177	224
埼玉	2,016	1,043	14	174	0	0	785	1,670	358	107	442	763
千葉	1,998	925	95	167	4	0	807	1,353	344	78	327	604
東京	4,261	2,857	4	218	0	0	1,182	3,304	122	94	625	2,463
神奈川	2,141	1,197	8	185	2	0	749	1,493	159	81	335	918
新潟	477	341	12	52	1	0	71	612	179	45	189	199
富山	184	134	1	28	0	0	21	201	54	21	46	80
石川	245	135	7	43	0	0	60	208	51	7	50	100
福井	165	103	2	27	1	0	32	181	50	19	58	54
山梨	360	156	18	24	0	0	162	241	80	16	59	86
長野	843	352	37	75	0	0	379	558	221	36	162	139
岐阜	667	337	27	81	0	0	222	453	108	30	112	203
静岡	1,160	566	28	118	1	0	447	808	209	42	220	337
愛知	2,126	1,075	36	226	3	0	786	1,432	252	73	444	663
三重	634	268	25	81	2	0	258	417	103	23	125	166
滋賀	407	209	14	60	0	0	124	281	52	22	62	145
京都	556	361	12	79	1	0	103	550	115	38	155	242
大阪	2,319	1,608	14	200	3	0	494	1,977	135	90	500	1,252
兵庫	1,764	876	74	182	3	0	629	1,145	203	54	276	612
奈良	449	203	13	43	0	1	189	304	85	20	97	102
和歌山	350	149	13	28	2	0	158	226	77	10	52	87
鳥取	182	87	6	19	1	0	69	129	39	11	35	44
島根	294	122	28	21	3	0	120	230	103	9	50	68
岡山	758	391	57	83	1	0	226	618	184	61	173	200
広島	817	459	41	63	2	0	252	999	173	37	184	605
山口	500	259	19	48	4	0	170	443	134	39	124	146
徳島	265	145	14	30	0	0	76	212	63	14	73	62
香川	340	157	17	31	2	0	133	247	76	17	73	81
愛媛	418	249	26	43	2	0	98	390	122	19	115	134
高知	349	168	25	25	3	0	128	254	98	15	76	65
福岡	1,443	793	47	141	4	0	458	1,089	210	52	300	527
佐賀	385	157	21	41	0	0	166	237	70	13	84	70
長崎	479	224	26	24	9	0	196	346	115	14	92	125
熊本	631	290	48	72	1	0	220	454	146	24	111	173
大分	499	252	44	49	2	0	152	365	118	18	81	148
宮崎	512	235	44	43	0	0	190	375	123	18	123	111
鹿児島	683	322	28	58	4	0	271	548	224	21	126	177
沖縄	517	216	53	57	2	1	188	272	42	24	73	133
都道府県計	39,373	21,365	1,284	3,863	72	6	12,783	30,824	6,967	1,677	8,063	14,117
札幌市	474	323	0	90	0	0	61	368	28	20	127	193
仙台市	280	149	5	34	0	0	92	179	15	7	30	127
さいたま市	303	173	0	36	0	0	94	234	23	16	63	132
千葉市	263	128	6	26	0	0	103	166	30	2	41	93
特別区	3,099	2,193	0	144	0	0	762	2,499	59	67	463	1,910
横浜市	854	482	0	67	1	0	304	572	38	27	134	373
川崎市	330	210	0	21	0	0	99	243	15	4	48	176
相模原市	144	77	2	14	0	0	51	106	17	12	29	48
新潟市	99	80	0	12	0	0	7	129	32	10	38	49
静岡市	194	106	2	26	0	0	60	177	35	12	31	99
浜松市	214	111	7	13	0	0	83	163	44	4	49	66
名古屋市	551	338	2	60	1	0	150	402	24	15	132	231
京都市	249	176	3	32	0	0	38	242	23	18	74	127
大阪市	918	674	0	57	2	0	185	784	19	30	225	510
堺市	226	165	0	22	0	0	39	211	18	9	47	137
神戸市	472	269	10	53	0	0	140	314	30	16	66	202
岡山市	228	116	4	23	0	0	85	166	28	24	46	68
広島市	297	196	3	20	0	0	78	263	36	9	58	160
北九州市	263	156	4	19	2	0	82	237	39	11	70	117
福岡市	321	224	5	25	1	0	66	268	19	10	75	164
熊本市	171	98	3	17	0	0	53	144	32	4	32	76
21 都市計	9,950	6,444	56	811	7	0	2,632	7,867	604	327	1,878	5,058

(注) 21 都市計については都道府県計の内数。

附属資料 1-1-2 都道府県別火災損害状況（つづき）

（平成 29 年中）

区分 都道府県	焼 損 面 積			死 傷 者 数		り 災 世 帯 数				り災人員数
	建物床面積 (㎡)	建物表面積 (㎡)	林野（a）	死者	負傷者	計	全損	半損	小損	
北海道	57,634	7,113	2,907	72	263	706	138	73	495	1,379
青森	19,595	2,451	1,000	14	84	254	62	20	172	627
岩手	26,808	2,913	42,459	38	75	251	124	11	116	615
宮城	24,266	1,779	924	30	116	346	90	16	240	861
秋田	20,222	1,838	721	24	78	189	80	14	95	420
山形	12,763	1,397	3,165	18	51	151	43	12	96	437
福島	23,627	1,624	10,250	38	108	265	89	14	162	614
茨城	37,805	3,212	1,715	44	138	490	158	27	305	1,115
栃木	26,526	2,474	249	36	80	329	106	20	203	697
群馬	26,180	2,128	156	24	112	302	86	27	189	655
埼玉	84,158	5,444	704	65	291	1,091	240	75	776	2,560
千葉	44,623	3,014	626	79	266	779	186	54	539	1,708
東京	22,096	8,624	51	83	762	2,507	214	219	2,074	4,915
神奈川	22,027	4,631	192	69	322	1,090	158	90	842	2,374
新潟	38,008	2,675	516	34	94	339	99	26	214	896
富山	11,737	588	15	17	50	119	42	16	61	331
石川	8,070	435	219	6	32	101	28	4	69	232
福井	8,535	774	43	6	39	114	33	13	68	359
山梨	7,853	1,955	1,505	10	38	138	44	7	87	398
長野	26,510	1,549	1,281	27	140	258	76	19	163	598
岐阜	15,397	2,764	308	20	95	236	55	15	166	595
静岡	34,783	2,199	2,522	52	151	474	121	31	322	1,103
愛知	43,804	6,000	502	80	310	898	162	53	683	1,967
三重	14,211	1,733	186	18	65	201	41	14	146	456
滋賀	8,569	586	186	16	54	152	32	12	108	376
京都	17,438	1,244	245	26	131	354	63	26	265	730
大阪	33,969	7,404	1,248	79	493	1,748	248	98	1,402	3,478
兵庫	35,077	4,305	671	57	234	710	144	28	538	1,635
奈良	11,696	1,589	197	12	70	185	50	12	123	450
和歌山	14,128	303	80	12	49	125	42	6	77	268
鳥取	5,441	524	201	10	28	72	18	10	44	182
島根	12,258	618	488	6	39	99	41	4	54	211
岡山	21,400	2,318	715	42	125	320	87	31	202	776
広島	22,655	3,010	269	29	128	495	115	30	350	1,027
山口	18,435	2,239	206	28	69	226	67	20	139	500
徳島	7,069	853	136	14	20	112	30	8	74	264
香川	10,005	934	188	18	59	108	20	12	76	261
愛媛	22,589	2,013	262	22	79	211	64	14	133	463
高知	9,577	1,454	1,968	8	39	123	48	8	67	229
福岡	37,330	2,958	6,765	52	207	764	186	37	541	1,579
佐賀	13,726	841	160	9	68	128	39	10	79	315
長崎	16,043	602	58	24	68	195	58	5	132	459
熊本	20,422	1,517	773	21	83	267	73	10	184	663
大分	21,283	1,781	1,606	12	64	223	69	14	140	437
宮崎	13,072	1,559	3,067	16	63	225	73	14	138	494
鹿児島	35,207	1,697	170	28	88	262	98	10	154	549
沖縄	5,305	1,641	1,933	11	34	121	23	16	82	260
都道府県計	1,069,932	111,304	93,808	1,456	6,052	18,853	4,163	1,305	13,385	41,518
札幌市	5,677	1,487	21	19	82	233	33	19	181	396
仙台市	2,050	139	55	10	38	118	13	4	101	259
さいたま市	3,712	580	0	12	59	155	24	9	122	415
千葉市	3,036	254	22	11	33	91	26	1	64	180
特別区	13,628	5,856	0	58	582	1,905	144	175	1,586	3,703
横浜市	5,137	1,856	0	26	118	465	59	34	372	1,040
川崎市	3,283	220	0	11	57	179	21	12	146	345
相模原市	2,274	215	26	10	24	77	14	7	56	170
新潟市	10,500	327	0	10	20	78	24	5	49	210
静岡市	4,955	358	3	12	23	117	30	13	74	243
浜松市	5,869	627	2,079	7	24	80	15	1	64	208
名古屋市	4,627	2,042	7	24	115	301	41	18	242	573
京都市	4,203	413	18	15	77	199	24	18	157	363
大阪市	7,099	3,868	0	25	184	745	62	41	642	1,263
堺市	2,714	365	0	10	35	177	28	8	141	411
神戸市	3,890	997	115	12	71	206	18	13	175	445
岡山市	3,817	361	65	11	34	116	22	15	79	274
広島市	3,796	987	11	7	56	215	32	8	175	452
北九州市	5,939	878	3,354	15	52	181	51	8	122	367
福岡市	2,192	985	24	11	54	220	31	14	175	396
熊本市	3,468	130	9	6	34	111	26	2	83	244
21 都市計	101,866	22,945	5,809	322	1,772	5,969	738	425	4,806	11,957

（注）21 都市計については都道府県計の内数。

附属資料 1-1-2 都道府県別火災損害状況（つづき）

（平成 29 年中）（単位：千円）

区分	損害額									
	計	建物			林野	車両	船舶	航空機	その他	爆発
		小計	建物	収容物						
北海道	2,761,071	2,534,303	1,579,085	955,218	539	131,019	71,073	0	23,971	166
青森	765,348	694,183	476,100	218,083	2,772	25,456	23,994	0	11,854	7,089
岩手	1,751,493	933,174	751,095	182,079	756,980	22,311	0	0	18,127	20,901
宮城	1,966,232	1,895,695	1,143,274	752,421	14,739	42,274	0	0	13,523	1
秋田	839,592	719,582	463,396	256,186	4,842	5,762	0	0	109,294	112
山形	510,276	471,334	356,599	114,735	11,712	10,903	326	8,000	7,995	6
福島	1,403,749	1,171,409	959,328	212,081	14,397	98,282	30	0	97,868	21,763
茨城	3,099,246	2,850,887	1,829,844	1,021,043	1,041	74,836	0	60	172,422	0
栃木	1,624,378	1,493,514	1,085,773	407,741	707	42,600	0	0	10,766	76,791
群馬	1,995,860	1,875,330	1,248,531	626,799	200	37,864	0	35,032	29,531	17,903
埼玉	14,538,215	14,366,241	10,399,941	3,966,300	5,395	100,250	110	0	62,236	3,983
千葉	3,730,210	3,454,338	2,080,277	1,374,061	2,026	116,731	683	0	155,582	850
東京	5,078,191	4,890,621	3,201,292	1,689,329	0	101,037	0	0	58,141	28,392
神奈川	2,663,186	2,405,466	1,668,728	736,738	0	126,115	892	0	118,759	11,954
新潟	2,675,524	2,621,088	2,069,483	551,605	0	26,584	40	0	27,034	778
富山	794,650	764,164	535,785	228,379	45	15,585	0	0	6,885	7,971
石川	535,871	510,371	323,942	186,429	515	22,481	0	0	2,504	0
福井	588,509	536,985	413,228	123,757	47	44,187	168	0	3,034	4,088
山梨	639,682	602,644	463,721	138,923	1,671	20,793	0	0	12,501	2,073
長野	1,489,541	1,436,544	1,092,095	344,449	1,455	27,463	0	0	7,715	16,364
岐阜	1,049,805	1,009,575	627,836	381,739	73	29,981	0	0	9,474	702
静岡	3,543,972	3,087,049	2,186,348	900,701	34,739	73,015	727	0	341,442	7,000
愛知	4,129,270	3,779,978	2,203,023	1,576,955	2,750	151,724	262	0	167,084	27,472
三重	877,640	800,036	653,710	146,326	480	51,818	2,300	0	23,002	4
滋賀	1,538,713	1,099,484	501,258	598,226	210	41,050	0	0	17,711	380,258
京都	1,290,335	1,261,983	884,452	377,531	0	15,673	1,588	0	10,956	135
大阪	3,618,574	3,481,728	2,261,862	1,219,866	0	100,779	435	0	34,548	1,084
兵庫	3,456,967	3,230,961	2,130,148	1,100,813	381	127,430	1,449	0	83,055	13,691
奈良	1,546,149	1,492,992	1,310,292	182,700	23,048	19,199	0	0	9,063	1,847
和歌山	493,068	450,757	349,184	101,573	477	8,356	162	0	33,316	0
鳥取	316,448	311,905	272,018	39,887	0	4,059	0	0	484	0
島根	409,821	395,988	308,342	87,646	469	9,182	1,240	0	2,942	0
岡山	1,539,812	952,887	712,838	240,049	1,189	89,454	396,732	0	21,246	78,304
広島	1,307,528	1,204,537	775,306	429,231	467	52,680	56	0	43,509	6,279
山口	914,931	838,262	631,449	206,813	15	65,418	5,807	0	4,340	1,089
徳島	488,062	457,889	323,234	134,655	173	14,029	0	0	15,970	1
香川	462,103	411,372	291,903	119,469	10	20,059	0	0	6,960	23,702
愛媛	826,180	792,137	537,448	254,689	858	22,173	6,400	0	4,542	70
高知	530,165	463,466	319,290	144,176	38	27,893	1,763	0	33,029	3,976
福岡	3,238,014	2,390,884	1,420,696	970,188	3,764	73,373	40,569	0	728,927	497
佐賀	1,054,051	725,464	459,502	265,962	828	56,031	0	0	271,728	0
長崎	817,358	736,834	606,911	129,923	53	16,400	54,573	0	9,498	0
熊本	991,146	875,885	663,736	212,149	2,762	39,312	502	0	72,685	0
大分	3,071,796	2,890,297	705,864	2,184,433	2,128	15,781	2,150	0	161,434	6
宮崎	661,867	614,069	449,999	164,070	4,882	11,232	0	0	26,600	5,084
鹿児島	1,066,779	1,004,771	538,601	466,170	1,184	43,465	5,195	0	12,164	0
沖縄	631,289	609,928	331,104	278,824	300	11,025	0	0	10,036	0
都道府県計	89,322,667	81,598,991	54,597,871	27,001,120	900,361	2,283,124	619,226	43,092	3,105,487	772,386
札幌市	402,483	379,389	299,070	80,319	0	21,390	0	0	1,538	166
仙台市	197,855	187,223	137,669	49,554	4	7,356	0	0	3,272	0
さいたま市	271,045	256,853	208,327	48,526	0	10,755	0	0	3,182	255
千葉市	339,945	205,578	153,061	52,517	0	26,986	0	0	107,381	0
特別区	3,725,726	3,585,395	2,286,450	1,298,945	0	67,007	0	0	45,061	28,263
横浜市	662,767	611,515	486,672	124,843	0	28,516	60	0	22,649	27
川崎市	307,863	295,906	141,995	153,911	0	5,805	0	0	6,152	0
相模原市	400,673	393,529	245,846	147,683	0	5,919	0	0	1,225	0
新潟市	1,387,895	1,376,719	1,172,499	204,220	0	6,431	0	0	4,745	0
静岡市	379,982	249,639	202,324	47,315	0	13,959	0	0	116,384	0
浜松市	471,604	426,065	332,339	93,726	33,854	4,433	0	0	7,252	0
名古屋市	330,979	308,189	235,619	72,570	0	19,241	53	0	2,952	544
京都市	400,180	389,478	307,911	81,567	0	9,015	0	0	1,589	98
大阪市	594,186	579,566	281,283	298,283	0	12,140	183	0	2,288	9
堺市	266,260	226,246	140,897	85,349	0	26,541	10	0	13,463	0
神戸市	560,421	529,143	392,291	136,852	0	25,705	0	0	5,573	0
岡山市	278,623	268,272	179,693	88,579	9	8,968	0	0	1,374	0
広島市	441,928	431,907	262,423	169,484	0	8,345	0	0	1,676	0
北九州市	329,916	322,339	148,345	173,994	284	4,738	1,550	0	799	206
福岡市	192,488	137,463	99,385	38,078	1	11,563	32,000	0	11,252	209
熊本市	210,998	203,091	161,838	41,253	0	6,532	0	0	1,375	0
21 都市計	12,153,817	11,363,505	7,875,937	3,487,568	34,152	331,345	33,856	0	361,182	29,777

（注）21 都市計については都道府県計の内数。

附属資料 1-2-1 危険物施設数の推移

(各年3月31日現在)

製造所等の別 年度	総 計	製造所	貯		蔵				所		取 扱 所					
			小 計	屋 内 貯蔵所	屋 外 貯蔵所	屋 内 タンク 貯蔵所	地 下 タンク 貯蔵所	簡 易 タンク 貯蔵所	移 動 タンク 貯蔵所	屋 外 貯蔵所	小 計	給 油 取扱所	第一種 販 売 取扱所	第二種 販 売 取扱所	移 送 取扱所	一 般 取扱所
昭和 34 年	95,207	2,523	63,303	23,566	19,090	2,048	5,484	7,237	3,527	2,351	29,381	19,937	1,702			7,742
昭和 42 年	213,526	3,008	140,842	34,163	48,975	8,863	23,891	4,648	15,190	5,112	69,676	42,347	2,059			25,270
昭和 43 年	246,767	3,164	157,456	36,523	53,938	9,993	28,243	4,731	17,856	6,172	86,147	49,041	2,478			34,628
昭和 44 年	279,012	3,309	175,150	38,880	59,504	11,172	33,142	4,793	20,556	7,103	100,553	54,060	2,907			43,586
昭和 45 年	308,784	3,459	192,155	40,709	64,693	12,334	38,852	4,767	22,645	8,155	113,170	58,096	3,274			51,800
昭和 46 年	346,113	3,684	213,883	43,254	71,320	13,611	45,880	4,849	25,396	9,573	128,546	62,749	3,553			62,244
昭和 47 年	377,123	3,789	231,972	44,872	76,090	14,667	52,132	4,805	28,484	10,922	141,362	66,638	3,722	91		70,911
昭和 48 年	410,158	3,929	251,372	46,769	81,388	15,575	58,913	4,748	32,139	11,840	154,857	71,049	3,697	163		79,948
昭和 49 年	461,500	4,037	288,771	50,253	91,596	16,840	68,423	4,774	36,049	20,836	168,692	74,697	3,763	258		89,974
昭和 50 年	495,161	3,961	312,009	53,239	97,846	17,534	75,642	4,578	39,364	23,806	179,191	76,879	3,727	319	1,148	97,118
昭和 51 年	512,675	4,035	323,827	55,140	99,401	17,936	80,906	4,540	41,909	23,995	184,813	78,508	3,717	374	1,225	100,989
昭和 52 年	527,118	4,104	333,440	56,772	99,626	18,236	85,874	4,496	44,266	24,170	189,574	79,998	3,675	464	1,229	104,208
昭和 53 年	539,532	4,124	341,341	57,819	99,456	18,632	90,734	4,286	46,333	24,081	194,067	81,288	3,626	513	1,251	107,389
昭和 54 年	552,597	4,184	349,777	58,528	98,984	18,929	95,823	4,194	49,427	23,892	198,636	82,900	3,538	541	1,316	110,341
昭和 55 年	575,376	4,272	366,356	60,165	100,373	19,451	104,193	4,187	52,350	25,637	204,748	84,588	3,462	604	1,357	114,737
昭和 56 年	587,052	4,346	373,465	61,554	97,509	19,923	109,755	4,076	54,986	25,662	209,241	86,056	3,416	647	1,366	117,756
昭和 57 年	596,575	4,393	379,752	62,789	97,007	20,013	113,398	3,953	57,126	25,466	212,430	86,962	3,351	667	1,382	120,068
昭和 58 年	601,905	4,435	382,914	63,440	96,341	19,955	115,724	3,871	58,662	24,921	214,556	87,678	3,284	705	1,380	121,509
昭和 59 年	607,040	4,477	386,406	63,598	96,057	19,878	117,715	3,742	61,019	24,397	216,157	88,143	3,221	729	1,391	122,673
昭和 60 年	613,364	4,560	390,825	63,878	95,685	19,831	119,749	3,638	64,393	23,651	217,979	88,582	3,124	744	1,400	124,129
昭和 61 年	617,540	4,598	393,419	64,081	94,998	19,621	121,254	3,531	66,998	22,936	219,523	88,882	3,040	739	1,402	125,460
昭和 62 年	620,783	4,657	395,877	63,980	94,334	19,465	122,509	3,435	69,976	22,178	220,249	88,890	2,939	758	1,397	126,265
昭和 63 年	574,720	4,677	397,687	63,693	93,497	19,354	123,402	3,361	72,957	21,423	172,356	89,088	2,845	766	1,381	78,276
平成元年	578,881	4,722	400,597	63,562	93,105	19,150	124,374	3,288	76,451	20,667	173,562	89,506	2,768	765	1,372	79,151
平成 2 年	582,911	4,775	403,577	63,426	92,778	18,955	125,630	3,199	79,308	20,281	174,559	89,814	2,696	776	1,360	79,913
平成 3 年	561,184	4,774	385,975	61,350	87,950	17,999	125,874	2,354	71,596	18,852	170,435	89,388	2,630	657	1,373	76,387
平成 4 年	562,980	4,917	387,019	61,522	87,550	17,710	126,599	2,266	73,111	18,261	171,044	89,616	2,554	640	1,369	76,865
平成 5 年	562,250	4,975	386,022	61,285	87,038	17,459	126,706	2,212	73,699	17,623	171,253	89,996	2,464	652	1,377	76,764
平成 6 年	560,790	5,013	383,979	60,862	86,272	17,168	126,543	2,169	73,704	17,261	171,798	90,647	2,395	647	1,380	76,729
平成 7 年	561,295	5,046	383,683	60,304	85,764	16,880	126,533	2,089	75,307	16,806	172,566	91,418	2,321	647	1,382	76,798
平成 8 年	561,094	5,071	382,941	59,824	85,114	16,598	126,552	2,040	76,575	16,238	173,082	92,037	2,256	660	1,378	76,751
平成 9 年	560,108	5,126	382,409	59,221	84,553	16,315	126,617	1,965	77,881	15,857	172,573	91,583	2,196	652	1,365	76,777
平成 10 年	556,647	5,159	380,337	58,697	83,902	16,133	126,218	1,906	78,184	15,297	171,151	90,226	2,146	641	1,359	76,779
平成 11 年	551,371	5,156	377,229	58,073	82,877	15,848	125,481	1,828	78,404	14,718	168,986	88,382	2,075	645	1,350	76,534
平成 12 年	546,043	5,145	374,034	57,246	81,646	15,497	124,558	1,768	79,027	14,292	166,864	86,616	2,017	638	1,343	76,250
平成 13 年	542,068	5,160	371,351	56,722	80,260	15,311	123,964	1,703	79,802	13,589	165,557	85,182	1,963	631	1,331	76,450
平成 14 年	537,825	5,183	368,561	56,010	79,264	15,022	123,096	1,646	80,356	13,167	164,081	83,869	1,876	625	1,322	76,389
平成 15 年	530,484	5,085	363,829	55,178	77,631	14,709	121,795	1,586	80,194	12,736	161,570	82,371	1,807	618	1,288	75,486
平成 16 年	523,341	5,076	358,786	54,577	76,147	14,368	119,988	1,514	79,804	12,388	159,479	80,814	1,737	611	1,262	75,055
平成 17 年	514,990	5,050	352,872	54,337	74,724	14,086	117,491	1,446	78,683	12,105	157,068	79,104	1,681	600	1,250	74,433
平成 18 年	506,245	5,058	346,532	53,770	73,428	13,803	114,564	1,384	77,630	11,953	154,655	77,642	1,632	591	1,241	73,549
平成 19 年	496,789	5,107	339,728	53,720	72,213	13,363	111,204	1,307	76,262	11,659	151,954	76,310	1,584	583	1,226	72,251
平成 20 年	486,812	5,121	332,859	53,473	70,898	12,965	108,292	1,247	74,513	11,471	148,832	74,388	1,523	567	1,215	71,139
平成 21 年	475,989	5,154	325,590	53,182	69,756	12,574	105,206	1,204	72,387	11,281	145,245	72,121	1,480	554	1,208	69,882
平成 22 年	465,685	5,164	318,562	52,637	68,606	12,287	102,417	1,170	70,232	11,213	141,959	70,005	1,428	551	1,190	68,785
平成 23 年	455,829	5,152	311,996	52,219	67,470	11,923	99,383	1,141	68,746	11,114	138,681	67,990	1,381	542	1,179	67,589
平成 24 年	447,277	5,150	305,975	51,516	66,294	11,679	96,120	1,114	68,299	10,953	136,152	66,470	1,333	537	1,153	66,659
平成 25 年	436,918	5,160	299,142	51,245	65,330	11,502	91,255	1,101	67,916	10,793	132,616	64,593	1,293	538	1,151	65,041
平成 26 年	428,541	5,154	293,544	50,888	64,206	11,296	87,831	1,060	67,665	10,598	129,843	63,222	1,245	529	1,142	63,705
平成 27 年	422,029	5,106	289,034	50,553	63,093	11,021	85,499	1,019	67,498	10,351	127,889	62,269	1,209	518	1,127	62,766
平成 28 年	416,234	5,088	284,849	50,201	62,120	10,802	83,341	1,002	67,170	10,213	126,297	61,401	1,178	510	1,111	62,097
平成 29 年	410,651	5,096	280,863	50,023	61,124	10,586	81,417	986	66,733	9,994	124,692	60,585	1,138	499	1,098	61,372
平成 30 年	405,238	5,093	276,879	49,811	60,360	10,386	79,723	961	65,806	9,832	123,266	59,715	1,107	493	1,084	60,867

(備考) 1 「危険物規制事務調査」により作成

2 昭和 34 年は9月30日現在である。

3 東日本大震災の影響により、平成 23 年、平成 24 年の岩手県陸前高田市消防本部及び福島県双葉地方広域市町村圏組合消防本部のデータについては、平成 22 年3月31日現在の件数で集計している。

附属資料 2-1-2 消防機関数と消防職団員数の推移

(各年4月1日現在)

年	区分	消 防 本 部				消 防 団				
		消防本部	うち組合	消防署	出張所	消防職員	消防団	分 団	消防団 常備部	消防団員
昭和 31 年	(1956 年)	383	6	465	713	31,864	5,332	－	101	1,830,222
32	(1957)	406	6	488	735	32,745	4,484	－	107	1,737,319
33	(1958)	429	6	507	778	33,729	4,304	－	104	1,677,555
34	(1959)	438	6	533	831	35,168	4,153	－	93	1,633,792
35	(1960)	445	3	562	833	36,627	4,016	－	102	1,591,053
36	(1961)	461	3	578	889	38,489	3,957	35,463	96	1,542,406
37	(1962)	484	3	597	919	40,948	3,909	35,377	100	1,488,495
38	(1963)	511	3	617	961	43,169	3,852	34,323	116	1,445,508
39	(1964)	544	4	641	996	45,357	3,835	33,825	117	1,413,285
40	(1965)	620	4	735	1,024	48,075	3,826	31,653	123	1,330,995
41	(1966)	640	4	755	1,072	50,806	3,818	30,940	125	1,301,702
42	(1967)	671	5	817	1,110	53,957	3,764	29,926	107	1,283,003
43	(1968)	700	9	851	1,155	56,681	3,748	29,451	94	1,258,277
44	(1969)	734	26	892	1,242	60,486	3,743	28,998	89	1,234,696
45	(1970)	756	58	937	1,308	64,230	3,699	28,482	71	1,210,839
46	(1971)	782	129	986	1,470	70,077	3,682	27,732	61	1,189,675
47	(1972)	805	221	1,094	1,769	79,092	3,659	27,638	23	1,166,625
48	(1973)	829	304	1,155	2,120	88,754	3,696	27,392	25	1,148,567
49	(1974)	848	359	1,230	2,407	98,329	3,682	27,081	22	1,131,723
50	(1975)	859	378	1,258	2,590	105,005	3,668	26,805	22	1,118,036
51	(1976)	869	387	1,286	2,665	107,632	3,673	26,650	22	1,105,299
52	(1977)	878	398	1,321	2,742	110,618	3,669	26,463	17	1,094,367
53	(1978)	887	408	1,336	2,771	114,249	3,669	26,324	18	1,087,269
54	(1979)	895	419	1,366	2,840	117,657	3,666	26,281	12	1,078,536
55	(1980)	906	427	1,425	2,883	120,460	3,641	26,084	11	1,069,140
56	(1981)	914	435	1,462	2,930	123,204	3,645	25,995	11	1,063,761
57	(1982)	923	441	1,470	3,001	125,335	3,656	26,115	9	1,057,404
58	(1983)	927	445	1,476	3,063	126,959	3,653	26,002	8	1,050,271
59	(1984)	932	451	1,483	3,111	128,087	3,658	25,858	8	1,042,463
60	(1985)	933	454	1,496	3,132	128,914	3,641	25,798	7	1,033,376
61	(1986)	933	454	1,501	3,151	129,610	3,650	25,701	7	1,026,224
62	(1987)	931	455	1,514	3,152	130,463	3,648	25,667	7	1,017,807
63	(1988)	930	456	1,526	3,170	131,407	3,649	25,606	6	1,008,998
平成元 年	(1989)	931	458	1,535	3,160	132,437	3,649	25,620	6	1,002,371
2	(1990)	933	464	1,554	3,166	133,610	3,654	25,639	6	996,743
3	(1991)	935	468	1,589	3,175	135,157	3,648	25,559	2	991,566
4	(1992)	935	467	1,602	3,181	137,388	3,642	25,574	1	986,996
5	(1993)	932	466	1,618	3,200	141,403	3,642	25,575	1	983,014
6	(1994)	931	465	1,615	3,207	144,885	3,641	25,561	1	979,737
7	(1995)	931	467	1,631	3,207	147,016	3,637	25,506	－	975,512
8	(1996)	925	470	1,636	3,219	148,989	3,636	25,480	－	972,078
9	(1997)	923	471	1,654	3,224	150,626	3,641	25,455	－	968,081
10	(1998)	920	473	1,662	3,232	151,703	3,643	25,393	－	962,625
11	(1999)	911	473	1,670	3,239	152,464	3,641	25,351	－	957,047
12	(2000)	907	472	1,682	3,230	153,439	3,639	25,322	－	951,069
13	(2001)	904	475	1,687	3,225	153,952	3,636	25,268	－	944,134
14	(2002)	900	475	1,690	3,226	154,487	3,627	25,238	－	937,169
15	(2003)	894	472	1,696	3,207	155,016	3,598	25,064	－	928,432
16	(2004)	886	459	1,699	3,207	155,524	3,524	24,852	－	919,105
17	(2005)	848	385	1,704	3,225	156,082	2,963	24,384	－	908,043
18	(2006)	811	329	1,706	3,221	156,758	2,584	23,946	－	900,007
19	(2007)	807	320	1,705	3,230	157,396	2,474	23,605	－	892,893
20	(2008)	807	316	1,706	3,218	157,860	2,380	23,180	－	888,900
21	(2009)	803	312	1,710	3,197	158,327	2,336	22,997	－	885,394
22	(2010)	802	305	1,716	3,180	158,809	2,275	22,926	－	883,698
23	(2011)	798	303	1,711	3,186	159,354	2,263	22,839	－	879,978
24	(2012)	791	305	1,706	3,184	159,730	2,234	22,753	－	874,193
25	(2013)	770	304	1,700	3,162	160,392	2,224	22,578	－	868,872
26	(2014)	752	296	1,703	3,153	161,244	2,221	22,560	－	864,347
27	(2015)	750	295	1,709	3,145	162,124	2,208	22,549	－	859,995
28	(2016)	733	291	1,714	3,130	163,043	2,211	22,484	－	856,278
29	(2017)	732	290	1,718	3,111	163,814	2,209	22,458	－	850,331
30	(2018)	728	289	1,719	3,117	164,873	2,209	22,422	－	843,667

(備考)「消防防災・震災対策現況調査」及び「消防本部及び消防団に関する異動状況の報告」により作成